

# 「京都議定書目標達成計画」 の改訂に向けた追加対策等の検討状況 (追補)

## 【総務省】

- 自主行動計画の推進（通信・放送団体等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 公的機関の排出削減／新エネルギー対策の推進・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 公共機関の排出削減・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- テレワーク等情報通信を活用した交通代替の推進・・・・・・・・・・・・・・ 8

## 【厚生労働省】

- 水道事業における省エネルギー・再生可能エネルギー対策の推進・・・・・・・・ 12

## 【農林水産省】

- 自主行動計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 公的機関の排出削減／新エネルギー対策の推進・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 産業・業務部門における温室効果ガスの排出削減対策の推進・・・・・・・・ 18
- 漁船の省エネルギー対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 施設園芸・農業機械の温室効果ガス排出削減対策・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 国民運動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 新エネルギー対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

## 【経済産業省】

- 代替フロン等3ガスの対策・施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- 産業・業務部門の対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- 新エネルギー対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
- 機器対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43

## 【国土交通省】

- 自動車交通需要の調整（多様で弾力的な高速道路の料金施策）・・・・・・・・ 47
- ボトルネック踏切等の対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
- 路上工事の縮減・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51

## 【環境省】

- 家電リサイクル法に基づく廃家電の回収・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
- 自主行動計画の推進（ペット小売業）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
- 民間金融等の活用（利子補給等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57

○ 住宅・建築物の省エネ性能の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59

【経済産業省・国土交通省】

○ 住宅・建築物の省エネ性能の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61

○ 自動車単体対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65

【国土交通省・環境省】

○ 緑化等ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた省CO<sub>2</sub>化・・・・・・・・ 68

○ エコドライブの普及促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71

【経済産業省・国土交通省・環境省】

○ 代替物質の開発等及び代替製品の利用の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74

(別添1)

京都議定書目標達成計画に盛り込む予定の追加対策等について

担当府省 庁	総務省
-----------	-----

①対策名	自主行動計画の推進
②対策の概要	通信・放送団体等の定性的目標の定量化の促進
③「既存対策の達成に資する施策の追加・強化」、「排出削減見込量を深掘りする既存対策」又は「追加対策」の別	追加対策
④各主体が担う取組	(社)電気通信事業者協会においては、平成19年11月16日に環境自主行動計画を改正し、定量的な数値目標を機関決定済み。
⑤対策を推進するために国が実施する(予定の)施策	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 通信・放送団体等に対して、定性的目標の定量化への働きかけを実施</li><li>・ 団体としての数値目標の設定に関する取組状況について、通信・放送団体等にアンケート調査を実施し、その結果を情報通信審議会でフォローアップを実施</li></ul>
⑥排出削減見込量の積算の前提及び算定式	⑧-3 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 1990年原単位：62.2 = 電力消費量(34.5億kwh) ÷ 契約者数(55461千人)</li><li>・ 2010年削減する原単位：18.66 = 1990年原単位(62.2) × 0.3</li><li>・ 2010年における削減電力消費量：39.2億kwh = 2010年原単位(18.66) × 2010年の契約者数(約2億1千万件)</li><li>・ 2010年におけるCO2削減量：167万t-CO2</li></ul>

	*電力からのCO <sub>2</sub> 換算には0.425kg-CO <sub>2</sub> /kWhを用いた(2005年度の全電源・使用端平均の排出原単位)		
⑦積算の前提としたデータの出所等	2010年の契約者数は、2006年度の加入電話・ISDN・携帯電話・PHS・DSL・FTTH契約数を元に予測。		
—	対策評価指標	省エネ/新エネ量	排出削減量
⑧ 対策の評価に関する指標及び排出削減量 (2005年度実績)			
⑧-1 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2008年度見込み)			
⑧-2 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2009年度見込み)			
⑧-3 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2010年度見込み)	2010年の契約者当たりの電力消費量原単位を1990年比30%以上削減	2010年度の電力消費削減量: 39.2億kwh	2010年度の排出削減見込量: 167万t-CO <sub>2</sub>
⑧-4 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2011年度見込み)			
⑧-5 対策の評価に			

関する指標及び排出 削減見込量 (2012年度見込 み)			
⑨対策を実施するた めに要するコスト			

(別添1)

京都議定書目標達成計画に盛り込む予定の追加対策等について

担当府省庁	総務省
①対策名	公的機関の排出削減／新エネルギー対策の推進
②対策の概要	総務省実施計画を通じたCO <sub>2</sub> の排出削減、グリーン化の推進 (中央合同庁舎第2号館の屋上部緑化 等)
③「既存対策の達成に資する施策の追加・強化」、「排出削減見込量を深掘りする既存対策」又は「追加対策」の別	「追加対策」
④各主体が担う取組	総務省：政府の実行計画及び総務省実施計画に基づく取組
⑤対策を推進するために国が実施する（予定の）施策	同上
⑥排出削減見込量の積算の前提及び算定式	積算の前提： 総務省実施計画（2010年度～2012年度の平均値を、2001年度比で-10%のCO <sub>2</sub> 削減目標）  $14320\text{t-CO}_2(2001\text{ 年度実績}) \times 10\% = 1447\text{t-CO}_2$

⑦積算の前提としたデータの出所等	総務省実施計画		
—	対策評価指標	省エネ／新エネ量	排出削減量
⑧ 対策の評価に関する指標及び排出削減量 (2005年度実績)	対 2001 年度比 で 7%削減		-1359t-CO2
⑧-1 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2008年度見込み)			
⑧-2 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2009年度見込み)			
⑧-3 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2010年度見込み)	対 2001 年度比 で 10%削減		-1447t-CO2 (2010 年度～ 2012 年度の平均 値)
⑧-4 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2011年度見込み)			
⑧-5 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2012年度見込み)			
⑨対策を実施するために要するコスト	検討中 (中央合同庁舎第 2 号館の屋上部緑化: 3 5 百万円 (うち総務省分 1 4 百万円) 等)		

(別添1)

京都議定書目標達成計画に盛り込む予定の追加対策等について

担当府省庁	総務省		
①対策名	公共機関の排出削減		
②対策の概要	地方公共団体における計画策定の促進		
③「既存対策の達成に資する施策の追加・強化」、「排出削減見込量を深掘りする既存対策」又は「追加対策」の別	既存対策の達成に資する施策の追加・強化		
④各主体が担う取組	地方公共団体：計画策定		
⑤対策を推進するために国が実施する（予定の）施策	・各種会議等において地方公共団体に計画策定を依頼 ・平成19年12月18日付けで地方公共団体に対し、計画策定を促す通知を发出		
⑥排出削減見込量の積算の前提及び算定式			
⑦積算の前提としたデータの出所等			
—	対策評価指標	省エネ／新エネ	排出削減量

		量	
⑧ 対策の評価に関する 指標及び排出削減量 (2005年度実績)			
⑧-1 対策の評価に関する 指標及び排出削減見込 量 (2008年度見込み)			
⑧-2 対策の評価に関する 指標及び排出削減見込 量 (2009年度見込み)			
⑧-3 対策の評価に関する 指標及び排出削減見込 量 (2010年度見込み)			
⑧-4 対策の評価に関する 指標及び排出削減見込 量 (2011年度見込み)			
⑧-5 対策の評価に関する 指標及び排出削減見込 量 (2012年度見込み)			
⑨対策を実施するために 要するコスト			

(別添1)

京都議定書目標達成計画に盛り込む予定の追加対策等について

担当府省庁	総務省
-------	-----

①対策名	テレワーク等情報通信を活用した交通代替の推進
②対策の概要	2010年までにテレワーク人口を就業者人口の2割とすることを旨とする「テレワーク人口倍増アクションプラン」に基づき、テレワークの推進に係る取組を集中的に実施する
③「既存対策の達成に資する施策の追加・強化」、「排出削減見込量を深掘りする既存対策」又は「追加対策」の別	既存対策の達成に資する施策の追加・強化
④各主体が担う取組	
⑤対策を推進するために国が実施する(予定の)施策	「テレワーク人口倍増アクションプラン」(平成19年5月29日テレワーク推進に関する関係省庁連絡会議決定・IT戦略本部了承)に掲げられた36項目の着実な実施(内閣官房、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及びその他全府省)
⑥排出削減見込量の積算の前提及び算定式	○積算の前提 ・2010年に約1,300万人(就業者人口6,500万人の20%)が業務の一部をテレワークにより実施。 ・テレワークにより鉄道、乗用車、バスによる通勤交通量が削減されるが、テレワークによって公共交通機関の本数が直ちに減少することは考えにくいという中央環境審議会・産業構造審議会での指摘を踏まえ、テレワークによる排出削減見込量としては鉄道、バスを含まず乗用車のみとして算出。

○積算の根拠

- ・2010年の就業者数：約6,500万人(推定)
  - ・テレワーク人口(就業者数の20%)：約1,300万人(※1)
  - ・雇成型テレワーカー人口：約975万人(テレワーク人口約1,300万人×75%=975万人)(75%は雇成型テレワーカー：自営型テレワーカーの比率)(※2)
  - ・雇成型テレワーカーのテレワーク実施率：20%(週1日相当)
  - ・一人当たりの年間通勤交通量：乗用車1,600km(統計資料等から推定※※)
  - ・環境負荷原単位(g-C/人/km)：乗用車45g(※3)
  - ・テレワーク人口(人)×実施率(%)×1人当たりの年間通勤交通量(km)×環境負荷原単位(g-C/人/km)  
乗用車：975万人×20%×1,600km×45g=14.0万t-C
- C O<sub>2</sub>への換算：14.0×(44/12)=50.4万t-C O<sub>2</sub>  
(44：C O<sub>2</sub>分子量、12：C原子量)

※※一人当たりの年間通勤交通量の推定根拠

①交通機関の用途別利用割合

(出典)「平成11年度全国都市パーソントリップ調査」による。

(なお、京都議定書目標達成計画目標値の積算にあたっては、平成4年度のパーソントリップ調査を用いていたが、平成11年度調査の方がより多くの年を対象としていること、最新年次の交通実態を把握していることから今回見直しにあたっては、こちらの調査を用いることとした。)

〈平日の交通目的構成〉

- ・通勤15.5%、通学7.3%、業務9.2%、帰宅41.8%、私用26.2%
- ・帰宅の分類

	<p>→通勤(15.5)：通学(7.3)：業務(2.3(◆))：私用(26.2)で按分すると、      帰宅について通勤12.6%、通学5.9%、業務1.9%、私用21.3%の割合になる。(◆業務については、「自宅から業務先へ」「勤務先から業務先へ」「業務先から勤務先へ」「業務先から業務先へ」という区分があることから、業務先から自宅への割合を25%とおいた。)</p> <p>上記数値を合わせ往復の割合を計算すると、      通勤28.1%、通学13.2%、業務11.1%、私用47.5%      の比率で、交通機関を利用することとなる。…</p> <p>①</p> <p>②旅客輸送量      (出典)「平成17年度陸運統計要覧」(国土交通省総合政策局)による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1年間の自動車旅客輸送量(走行キロ)合計        乗用車 510,914(百万キロ)(※乗用車は自家用登録車と自家用軽自動車の合計)</li> <li>・就業者人口(2010年)：6,500万人</li> <li>・週休2日制：5/7</li> </ul> <p>◎就業者一人当たりの年間通勤輸送量の推定      「(一年間の自動車旅客輸送量)×(5/7(週2日))      ×通勤率(①28.1%)÷就業者人口(65百万人)」      で算出  <math>510,914 \times 5/7 \times 28.1\% / 65 = 1,578</math>キロ…②</p> <p>上記算出結果②を基に数値を丸め、乗用車1,600kmとした。</p>
<p>⑦積算の前提としたデータの      出所等</p>	<p>※1 テレワーク人口倍増アクションプラン(平成19年5月29日テレワーク推進に関する関係省庁連絡会議決定・IT戦略本部了承)</p> <p>※2 平成17年度テレワーク実態調査(国土交通省)</p>

※3 平成12年度交通関係エネルギー要覧(国土交通省)			
—	対策評価指標	省エネ/新エネ量	排出削減量
⑧ 対策の評価に関する指標及び排出削減量 (2005年度実績)	テレワーク人口 約674万人 (推定)		25.9万t-CO2 (推定)
⑧-1 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2008年度見込み)	テレワーク人口 約970万人 (推定)		37.8万t-CO2 (推定)
⑧-2 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2009年度見込み)	テレワーク人口 約1,140万人 (推定)		43.9万t-CO2 (推定)
⑧-3 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2010年度見込み)	テレワーク人口 約1,300万人 (推定)		50.4万t-CO2 (推定)
⑧-4 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2011年度見込み)	テレワーク人口 約1,460万人 (推定)		56.5万t-CO2 (推定)
⑧-5 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2012年度見込み)	テレワーク人口 約1,630万人 (推定)		63.0万t-CO2 (推定)
⑨対策を実施するために要するコスト	テレワーク共同利用型システム実証実験 (平成19年度予算額:300百万円)		

## 京都議定書目標達成計画に盛り込む予定の追加対策等について

担当府省庁	厚生労働省		
①対策名	水道事業における省エネルギー・再生可能エネルギー対策の推進		
②対策の概要	水道事業における省エネルギー・再生可能エネルギー対策を推進し、エネルギー起源二酸化炭素の排出削減を図る		
③「既存対策の達成に資する施策の追加・強化」、「排出削減見込量を深掘りする既存対策」又は「追加対策」の別	「既存対策の達成に資する施策の追加・強化」及び「追加対策」		
④各主体が担う取組	水道事業者等：省エネルギー・再生可能エネルギー対策の実施		
⑤対策を推進するために国が実施する（予定の）施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水道事業における省エネルギー・再生可能エネルギー対策の推進</li> <li>・ 水道事業における省エネルギー・再生可能エネルギー対策の実施状況等の把握</li> <li>・ 省エネルギー・再生可能エネルギー対策に係る情報の提供</li> </ul>		
⑥排出削減見込量の積算の前提及び算定式	○省エネルギー・再生可能エネルギー対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全国の水道事業者等を対象とし、省エネルギー・再生可能エネルギー対策の実施状況に係る調査を実施</li> <li>・ 各事業者における省エネルギー量及び再生可能エネルギー量を合算して排出削減量を算出</li> </ul>		
⑦積算の前提としたデータの出所等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全国の水道事業者等を対象とした実態調査（厚生労働省調べ）</li> </ul>		
—	対策評価指標	省エネ／新エネ量	排出削減量
⑧ 対策の評価に関する指標及び排出削減量（2005年度実績）	○省エネルギー：エネルギー使用の合理化 ○再生可能エネルギー：再生可能エネルギー設備の電力等使用量	省エネ：約31万 t-CO <sub>2</sub> 再生可能エネ：約1万 t-CO <sub>2</sub>	約32万 t-CO <sub>2</sub>
⑧-1 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2008年度見込み）	同上	省エネ：約34万 t-CO <sub>2</sub> 再生可能エネ：約2万 t-CO <sub>2</sub>	約35万 t-CO <sub>2</sub>
⑧-2 対策の評価に関する指	同上	省エネ：	約36万 t-CO <sub>2</sub>

標及び排出削減見込量 (2009年度見込み)		約35万 t-CO <sub>2</sub> 再生可能エネ： 約2万 t-CO <sub>2</sub>	
⑧-3 対策の評価に関する指 標及び排出削減見込量 (2010年度見込み)	同上	省エネ： 約35万 t-CO <sub>2</sub> 再生可能エネ： 約2万 t-CO <sub>2</sub>	約37万 t-CO <sub>2</sub>
⑧-4 対策の評価に関する指 標及び排出削減見込量 (2011年度見込み)	同上	省エネ： 約35万 t-CO <sub>2</sub> 再生可能エネ： 約2万 t-CO <sub>2</sub>	約37万 t-CO <sub>2</sub>
⑧-5 対策の評価に関する指 標及び排出削減見込量 (2012年度見込み)	同上	省エネ： 約35万 t-CO <sub>2</sub> 再生可能エネ： 約2万 t-CO <sub>2</sub>	約37万 t-CO <sub>2</sub>
⑨対策を実施するために要 するコスト			

## 京都議定書目標達成計画に盛り込む予定の追加対策等について

担当府省庁	農林水産省
①対策名	<自主行動計画の推進>
②対策の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 未策定業種に対する計画策定の働きかけ促進</li> <li>○ 定性的目標の定量化等の促進（外食）</li> <li>○ 目標引き上げの促進（食品製造）</li> <li>○ 目標未達成業種の目標の確実な達成に向けた取組促進</li> <li>○ CO2 排出量についても併せて目標指標とする検討促進</li> </ul>
③「既存対策の達成に資する施策の追加・強化」、「排出削減見込量を深掘りする既存対策」又は「追加対策」の別	「追加対策」、「排出削減見込量を深掘りする既存対策」
④各主体が担う取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 未策定業種に対する計画策定の働きかけ促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに策定した団体</li> <li>・全日本コーヒー協会 CO2 排出原単位を 2005 年度比 3%程度削減</li> <li>・日本ビート糖業協会 CO2 排出原単位を 2000 年度比 3%以上削減</li> </ul> </li> <li>○ 定性的目標の定量化等の促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本フードサービス協会 本年度の可能な限り早い時期に定量的目標を設定。</li> </ul> </li> <li>○ 目標引き上げの促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・精糖工業会 CO2 排出量 1990 年度比 20%削減→22%削減</li> <li>・日本即席食品工業協会 CO2 排出量 1990 年度比 6%削減→24%削減</li> </ul> </li> <li>○ 目標未達成業種の目標の確実な達成に向けた取組推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標未達成の団体については、今後の対策内容とその効果を可能な限り定量的、具体的に示すことを指導。</li> </ul> </li> <li>○ CO2 排出量についても併せて目標指標とする検討促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギー消費量又は原単位で目標を設定している団体において検討中。</li> </ul> </li> </ul>
⑤対策を推進するために国が実施する（予定の）施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 厳格なフォローアップの厳格な実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年度は12月10日及び17日に団体ヒアリングを実施。平成20年の可能な限り早い時期に結果をとりまとめ予定。</li> </ul> </li> </ul>

	<p>○ 食品産業 CO2 削減促進対策事業（平成 20 年度予算要求額 40,000 千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>食品産業の事業者・団体に対し、温暖化対策の重要性について普及啓発を行うとともに、環境自主行動計画の策定推進、業種特性に応じた排出抑制手法の提示・有効な手法の掘り起こし等取組を促すための総合的な対策を実施するための経費を要求。</li> </ul>		
⑥排出削減見込量の積算の前提及び算定式	<p>○新たに計画を策定した 2 団体にあつては、2010 度に対策がなかった場合の排出量推計値と対策が実施された場合の排出量推計値の差を計上。</p> <p>○目標を引き上げた 2 団体にあつては、2010 度における旧目標達成時の排出量推計値と新目標達成時の排出量推計値の差を計上。</p>		
⑦積算の前提としたデータの出所等	○平成 19 年度フォローアップ資料等		
—	対策評価指標	省エネ／新エネ量	排出削減量
⑧ 対策の評価に関する指標及び排出削減量（2005 年度実績）			
⑧-1 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2008 年度見込み）			
⑧-2 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2009 年度見込み）			
⑧-3 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2010 年度見込み）			7.9 万 t-CO2 (注)各団体が示した生産量見通し等を用いた試算。今後、要精査。
⑧-4 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2011 年度見込み）			
⑧-5 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2012 年度見込み）			
⑨対策を実施するために要するコスト			

(別添1)

京都議定書目標達成計画に盛り込む予定の追加対策等について

担当府省庁	農林水産省								
①対策名	<p>&lt;公的機関の排出削減&gt; ○国の施設の政府実行計画及び各省の実施計画を通じた排出削減の推進</p> <p>&lt;新エネルギー対策の推進&gt; ○政府の実行計画に基づき、全国の官庁施設における太陽光発電・建物緑化等のグリーン化を集中的に推進</p>								
②対策の概要	<p>「農林水産省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出抑制等のため実行すべき措置について定める実施計画」(平成19年8月14日農林水産省決定)に基づき、低公害車・省エネルギー型の機器・設備等の導入、冷暖房の適正な温度管理等の日常の業務における省エネルギーを推進。</p> <p>(1)実施計画の期間 平成19年度から平成24年度までの期間</p> <p>(2)温室効果ガス排出量の削減目標 平成13年度比で、農林水産省の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を平成22年度から平成24年度までの期間に平均で10%以上削減する。(新たな政府の実行計画に定められている政府全体の削減目標は8%)</p>								
③「既存対策の達成に資する施策の追加・強化」、「排出削減見込量を深掘りする既存対策」又は「追加対策」の別	<p>「追加対策」、「既存対策の達成に資する施策の追加・強化」</p>								
④各主体が担う取組	<p>農林水産省本省及び全ての地方支分部局：燃料使用量の把握、低公害車・省エネルギー型の機器・設備等の導入、冷暖房の適正な温度管理、クールビズ・ウォームビズ等</p>								
⑤対策を推進するために国が実施する(予定の)施策	<p>農林水産省本省では、平成17年12月に導入した環境管理システム(平成18年3月ISO14001の認証を取得)に基づき、引き続き、省エネルギー、省資源等の取組を着実に推進。</p>								
⑥排出削減見込量の積算の前提及び算定式	<p>&lt;平成13年度実績&gt;</p> <table border="0"> <tr> <td>公用車燃料</td> <td>18,010トン-CO2</td> </tr> <tr> <td>施設のエネルギー使用(うち電気)</td> <td>34,742トン-CO2</td> </tr> <tr> <td>〃(うち電気以外)</td> <td>19,744トン-CO2</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>71,663トン-CO2</td> </tr> </table>	公用車燃料	18,010トン-CO2	施設のエネルギー使用(うち電気)	34,742トン-CO2	〃(うち電気以外)	19,744トン-CO2	その他	71,663トン-CO2
公用車燃料	18,010トン-CO2								
施設のエネルギー使用(うち電気)	34,742トン-CO2								
〃(うち電気以外)	19,744トン-CO2								
その他	71,663トン-CO2								

	合計	144,158トン-CO2	
	<2010年度～2012年度の平均の削減見込量> $144,158 \text{ トン-CO2} \times \Delta 10.1\% = 14,571 \text{ トン-CO2}$		
⑦積算の前提としたデータの出所等	「農林水産省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出抑制等のため実行すべき措置について定める実施計画」		
—	対策評価指標	省エネ／新エネ量	排出削減量
⑧ 対策の評価に関する指標及び排出削減量（2005年度実績）	温室効果ガス排出量の平成13年度比（以下同じ） $\Delta 0.3\%$		平成13年度からの削減量（以下同じ） 367トン-CO2
⑧-1 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2008年度見込み）	$\Delta 10.1\%$		14,548トン-CO2
⑧-2 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2009年度見込み）	$\Delta 10.1\%$		14,548トン-CO2
⑧-3 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2010年度見込み）	2010年度から2012年度までの期間の平均値 $\Delta 10.1\%$		2010年度から2012年度までの期間の平均値 14,571トン-CO2
⑧-4 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2011年度見込み）			
⑧-5 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2012年度見込み）			
⑨対策を実施するために要するコスト			

(別添1)

## 京都議定書目標達成計画に盛り込む予定の追加対策等について

担当府省庁	農林水産省		
①対策名	<産業・業務部門における温室効果ガスの排出削減対策の推進>		
②対策の概要	一定規模以上のチェーン店等につき一括した取組の更なる強化の検討		
③「既存対策の達成に資する施策の追加・強化」、「排出削減見込量を深掘りする既存対策」又は「追加対策」の別	「排出削減見込量を深掘りする既存対策」		
④各主体が担う取組			
⑤対策を推進するために国が実施する（予定の）施策	省エネルギー法によるエネルギー管理の徹底を一層確実にするための対策を総合資源エネルギー調査会省エネルギー一部会において検討中。		
⑥排出削減見込量の積算の前提及び算定式			
⑦積算の前提としたデータの出所等			
—	対策評価指標	省エネ／新エネ量	排出削減量
⑧ 対策の評価に関する指標及び排出削減量（2005年度実績）			
⑧-1 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2008年度見込み）			
⑧-2 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2009年度見込み）			
⑧-3 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2010年度見込み）			
⑧-4 対策の評価に関する指			

標及び排出削減見込量 (2011年度見込み)			
⑧-5 対策の評価に関する指 標及び排出削減見込量 (2012年度見込み)			
⑨対策を実施するために要 するコスト			

## 京都議定書目標達成計画に盛り込む予定の追加対策等について

担当府省庁	農林水産省
①対策名	<農林水産業> ○漁船の省エネルギー対策
②対策の概要	省エネ型漁船への更新及び省エネルギー技術の導入の促進
③「既存対策の達成に資する施策の追加・強化」、「排出削減見込量を深掘りする既存対策」又は「追加対策」の別	「追加対策」
④各主体が担う取組	製造・販売事業者；省エネ船型・設備等の開発、漁業者への情報提供 漁業者；漁船更新時の省エネ設備等の選択
⑤対策を推進するために国が実施する（予定の）施策	省エネルギー技術の実証・開発への支援を講じることにより水産業の省エネルギー化を促進（平成20年度概算要求額924百万円） 収益性重視の操業・生産体制の導入や省エネ・省人型の代船取得等による経営転換を促進（平成20年度概算要求額500百万円）
⑥排出削減見込量の積算の前提及び算定式	<p><b>【積算時に見込んだ前提】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 2005年度における漁船の燃油消費量*に基づく排出量&lt;6,780千CO<sub>2</sub>t/年&gt;</li> <li>● 年間あたりの漁船の更新数のすう勢&lt;約1%/年間&gt;*</li> <li>● 漁船の更新に伴う省エネルギー効果&lt;被代船に比し10%&gt;</li> </ul> <p><b>【排出削減見込み量の考え方】</b></p> <p>1) 漁業生産量の確保に向けた漁船漁業活動の活性化 水産分野においては、水産基本計画に掲げる魚介類の持続的生産目標（2005年度漁業生産業量実績：511万t→2017年度目標；568万t）の達成に向け、政策的取組等による漁業生産活動の活性化を図ることとしている。 一方、2010年度時点での燃油使用量（漁業活動量）については、漁業生産量と燃油使用量（漁業活動量）との関係が資源量の状況や漁業生産構造の変化に影響されること等から、漁業生産量をもとに見通すことは難しい。</p> <p>2) 漁船の省エネルギー対策 省エネ運航・操業などの取組に加え、省エネ技術導入等</p>

	<p>の漁船の代船建造により従来漁船に対し約 10%の省エネが見込まれるが、現在、漁船の更新が著しく停滞している実情であることから、水産基本計画に基づき漁船漁業の構造改革等の施策を強化しているところである。2005 年から2010 年度までの漁船の更新は、現在のすう勢値が5%のところ、施策効果を盛り込み、全漁船の約7%程度を目標とする。</p> <p>→ 全漁船数における省エネ漁船の割合：7%</p> <p>3) 漁船の更新による排出量削減効果</p> <p>2) における取り組み等により、2005 年度から2010 年度にかけて全漁船の7%が省エネ型漁船となることにより、2005 年度と同等の漁業活動に基づく排出量を基準とすれば、約47,460C02 トン/年の削減効果となる。</p> <p>※6,780,000C02t × 7% × 10% = 47,460C02t</p>		
⑦積算の前提としたデータの出所等	※水産庁調べ		
—	対策評価指標	省エネ/新エネ量	排出削減量
⑧ 対策の評価に関する指標及び排出削減量(2005年度実績)	全漁船のうち、省エネルギー技術を導入した漁船の増加割合(2005年度は基準年)	—	—
⑧-1 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量(2008年度見込み)	全漁船のうち、省エネルギー技術を導入した漁船の増加割合(対2005年度比、以下同じ)4.2%	約11,000k1	約28,000tC02
⑧-2 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量(2009年度見込み)	5.6%	約14,000k1	約38,000tC02
⑧-3 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量(2010年度見込み)	全漁船のうち、省エネルギー技術を導入した漁船の増加割合：7%(対2005年度比)	約18,000k1	約47,000tC02
⑧-4 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量(2011年度見込み)	8.4%	約22,000k1	約57,000tC02
⑧-5 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量(2012年度見込み)	9.8%	約25,000k1	約66,000tC02
⑨対策を実施するために要するコスト			

## 京都議定書目標達成計画に盛り込む予定の追加対策等について

担当府省庁	農林水産省
①対策名	<農林水産業> ○施設園芸・農業機械の温室効果ガス排出削減対策
②対策の概要	省エネルギー施設園芸設備のモデル実証及び温室効果ガス排出削減効果の高い設備・機械・資材等の導入を促進する。
③「既存対策の達成に資する施策の追加・強化」、「排出削減見込量を深掘りする既存対策」又は「追加対策」の別	追加対策
④各主体が担う取組	製造事業者：温室効果ガス排出削減に資する設備・機械・資材の開発 販売事業者：温室効果ガス排出削減に資する設備・機械・資材の販売 全国民間団体等：温室効果ガス排出削減に資する設備・機械・資材の省エネ格付及び農業者への情報提供 農業者：省エネ型設備、機械、資材の選択及び省エネ生産技術の実践
⑤対策を推進するために国が実施する（予定の）施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先進的省エネ加温設備の導入支援 木質バイオマス利用等の先進的加温システムのモデル実証（平成20年度予算要求中：3.9億円）</li> <li>・省エネ型設備・機器・資材の格付認定の支援 メーカー等が開発した施設園芸設備・機器・資材の省エネ率の高さに応じた格付を実施（平成20年度予算要求中：0.1億円）</li> <li>・家畜排せつ物メタン発酵産物の施設園芸への活用支援 家畜排せつ物のメタン発酵による産物（メタンガス、消化液）を活用した施設園芸のモデル実証（平成20年度予算要求中：0.6億円）</li> <li>・脱石油型施設園芸システムの導入支援 トリジェネレーションシステムや農業用水を利用した小型水力発電等を活用した脱石油型施設園芸システムのモデル実証（平成19年度～平成21年度、平成20年度予算概算要求中：2.7億円）</li> <li>・「施設園芸省エネルギー対策検討委員会」を設置し、「施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート」及び「施設園芸省エネルギー生産管理マニュアル」を策定予定。これらをもって関係団体等へ施設園芸の省エネルギーに対する取組を加速化するための運動方針の策定依頼予定。</li> <li>・温室効果ガス排出削減に資する農業機械等の開発（平成18年度～平成22年度）</li> <li>・バイオディーゼル燃料を農業機械に利用するための産地モデル確立支援 なたねの低コスト生産技術、農業機械に適したBDF製造技術</li> </ul>

	及び長期安定利用技術等を地域において総合的に組み合わせた地産地消型のBDF利用モデルを確立（平成20年度予算要求中：1.2億円）
⑥排出削減見込量の積算の前提及び算定式	
○施設園芸における温室効果ガス排出削減効果の高い設備・機械・資材等の導入による排出削減見込量	<p>積算時に見込んだ前提</p> <p>①省エネルギー施設園芸設備のモデル導入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネルギー施設園芸設備の導入地区数 &lt;45地区（2010年度）&gt;</li> <li>・省エネルギー施設園芸設備の導入1地区当たりの消費エネルギー削減量 &lt;120,935L（原油換算）&gt;</li> <li>・原油のCO<sub>2</sub>排出原単位 &lt;2.62kg CO<sub>2</sub>/L&gt;</li> </ul> <p>②石油代替システムの導入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石油代替システムの導入地区数 &lt;3地区（2010年度）&gt;</li> <li>・石油代替システムの1地区当たりの消費エネルギー削減量 &lt;53,108L（原油換算）&gt;</li> <li>・原油のCO<sub>2</sub>排出原単位 &lt;2.62kg CO<sub>2</sub>/L&gt;</li> </ul> <p>③高効率暖房機の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高効率暖房機の導入台数 &lt;3,490台（2010年度）&gt;</li> <li>・高効率暖房機の1台当たりの消費エネルギー削減量 &lt;312L（原油換算）&gt;</li> <li>・原油のCO<sub>2</sub>排出原単位 &lt;2.62kg CO<sub>2</sub>/L&gt;</li> </ul> <p>④省エネ機器・資材の導入</p> <p>ア 多段変温装置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ機器の普及台数 &lt;34,950台（2010年度）&gt;</li> <li>・省エネ機器の1台当たりの消費エネルギー削減量 &lt;520L（原油換算）&gt;</li> <li>・原油のCO<sub>2</sub>排出原単位 &lt;2.62kg CO<sub>2</sub>/L&gt;</li> </ul> <p>イ 空気循環装置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ資材等の導入箇所数 &lt;32,630箇所（2010年度）&gt;</li> <li>・1箇所当たりの消費エネルギー削減量 &lt;1,040L（原油換算）&gt;</li> <li>・原油のCO<sub>2</sub>排出原単位 &lt;2.62kg CO<sub>2</sub>/L&gt;</li> </ul> <p>ウ 多層被覆装置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ資材等の導入箇所数 &lt;3,054箇所（2010年度）&gt;</li> <li>・1箇所当たりの消費エネルギー削減量 &lt;2,081L（原油換算）&gt;</li> <li>・原油のCO<sub>2</sub>排出原単位 &lt;2.62kg CO<sub>2</sub>/L&gt;</li> </ul>

	<p>「排出削減見込量」の算出に至る計算根拠・詳細説明</p> <p>本対策の排出削減見込量の算定においては、施設園芸への省石油型施設園芸設備や石油代替システム、高効率暖房機、省エネ機器・資材の導入を想定し、以下のとおり排出削減見込量を算定した。</p> <p>①省石油型施設園芸設備  <math>14,258 \text{ t-CO}_2 = 45 \text{ 地区} \times 120,935 \text{ L} \times 2.62 \text{ kgCO}_2/\text{L}</math></p> <p>②石油代替システム  <math>417 \text{ t-CO}_2 = 3 \text{ 地区} \times 53,108 \text{ L} \times 2.62 \text{ kgCO}_2/\text{L}</math></p> <p>③高効率暖房機  <math>2,853 \text{ t-CO}_2 = 3,490 \text{ 台} \times 312 \text{ L} \times 2.62 \text{ kgCO}_2/\text{L}</math></p> <p>④省エネ機器・資材</p> <p>ア 多段変温装置  <math>47,616 \text{ t-CO}_2 = 34,950 \text{ 台} \times 520 \text{ L} \times 2.62 \text{ kgCO}_2/\text{L}</math></p> <p>イ 空気循環装置  <math>88,910 \text{ t-CO}_2 = 32,630 \text{ 箇所} \times 1,040 \text{ L} \times 2.62 \text{ kgCO}_2/\text{L}</math></p> <p>ウ 多層被覆装置  <math>16,651 \text{ t-CO}_2 = 3,054 \text{ 箇所} \times 2,081 \text{ L} \times 2.62 \text{ kgCO}_2/\text{L}</math></p> <p>省エネルギー施設園芸設備の導入地区数については、「省エネルギー施設園芸設備導入モデル事業（4億円、平成20年度予算要求）」、石油代替システムについては、「家畜排せつ物メタン発酵等利用システム構築整備事業（6千万円、平成20年度予算要求）」、「施設園芸脱石油イノベーション推進事業（2億7千万円、平成20年度予算要求）」の実施を踏まえて算出している。</p> <p>高効率暖房機の導入台数については、「エネルギー使用合理化事業者支援事業（独）新エネルギー・産業技術総合開発機構」の実績を踏まえて算出している。</p> <p>省エネ機器・資材の導入台数・導入箇所数については、メーカーの販売実績のヒアリング結果を基に算出している。</p> <p>また、1地区当たり及び1台当たり、1箇所当たりの消費エネルギー削減量は、過去の試験結果やメーカーからのヒアリングによりそれぞれ上記の様な設定している。</p> <p>このため、本対策による2010年までにおける消費エネルギー削減量は、約6万5千kL（原油換算）で17万1千t-CO<sub>2</sub>の排出量削減見込量に相当すると推計される。</p> <p>以上により、排出削減見込量を17万1千t-CO<sub>2</sub>とした。</p>
<p>○農業機械における温室効果ガス排出削減効果の高い設備・機械・資材等の導入による排出削減見込量</p>	<p>積算時に見込んだ前提</p> <p>①穀物遠赤外線乾燥機の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・穀物遠赤外線乾燥機の普及台数&lt;31,800台（2010年度）&gt;</li> <li>・乾燥作業における灯油消費量&lt;120 l/ha&gt;（※1）</li> <li>・穀物遠赤外線乾燥機1台当たりの水稲作付面積&lt;1.92 ha/台&gt;</li> </ul> <p>=米の販売農家1戸当たりの水稲作付面積（※2）</p>

$\div 1 \text{ 戸当たりの乾燥機所有台数 (※3)}$   
 $= 0.96 \text{ ha/戸} \div 0.5 \text{ 台/戸}$   
 ・穀物遠赤外線乾燥機導入による消費エネルギー削減率<10%>  
 ・灯油のCO<sub>2</sub>排出原単位<2.49 t-CO<sub>2</sub>/kl>  
 $= 18.51 \text{ tC/TJ} \times 36.74 \text{ MJ/1} \times 10^{-3} \times 44/12$   
 ・原油のCO<sub>2</sub>排出原単位<2.62 t-CO<sub>2</sub>/kl>

消費エネルギー削減量（灯油）

$= \text{遠赤外線乾燥機の普及台数}$   
 $\times \text{乾燥作業における灯油消費量}$   
 $\times \text{穀物遠赤外線乾燥機1台当たりの水稻作付面積}$   
 $\times \text{穀物遠赤外線乾燥機導入による消費エネルギー削減率}$   
 $= 31,800 \text{ 台} \times 120 \text{ l/ha} \times 1.92 \text{ ha/台} \times 10\%$   
 $= 733 \text{ kl}$

排出削減見込量

$= \text{消費エネルギー削減量} \times \text{灯油のCO}_2 \text{ 排出原単位}$   
 $= 733 \text{ kl} \times 2.49 \text{ t-CO}_2/\text{kl}$   
 $= 1,825 \text{ t-CO}_2$

消費エネルギー削減量（原油換算）

$= \text{排出削減見込量} \div \text{原油のCO}_2 \text{ 排出原単位}$   
 $= 1,825 \text{ t-CO}_2 \div 2.62 \text{ t-CO}_2/\text{kl}$   
 $= 697 \text{ kl}$

②高速代かき機の普及

・高速代かき機の普及台数<26,100台（2010年度）>  
 ・代かき作業における軽油消費量<21 l/ha>（※1）  
 ・高速代かき機1台当たりの水稻作付面積<0.96 ha/台>  
 $= \text{米の販売農家1戸当たりの水稻作付面積 (※2)}$   
 $\div 1 \text{ 戸当たりの代かき機所有台数 (※3)}$   
 $= 0.96 \text{ ha/戸} \div 1 \text{ 台/戸}$   
 ・高速代かき機導入による消費エネルギー削減率<15%>  
 ・軽油のCO<sub>2</sub>排出原単位<2.62 t-CO<sub>2</sub>/kl>  
 $= 18.73 \text{ tC/TJ} \times 37.76 \text{ MJ/1} \times 10^{-3} \times 44/12$

消費エネルギー削減量（軽油）

$= \text{高速代かき機の普及台数}$   
 $\times \text{代かき作業における灯油消費量}$   
 $\times \text{高速代かき機1台当たりの水稻作付面積}$   
 $\times \text{高速代かき機導入による消費エネルギー削減率}$   
 $= 26,100 \text{ 台} \times 21 \text{ l/ha} \times 0.96 \text{ ha/台} \times 15\%$   
 $= 79 \text{ kl}$

排出削減見込量

$= \text{消費エネルギー削減量} \times \text{軽油のCO}_2 \text{ 排出原単位}$

$$= 79 \text{ k}1 \times 2.62 \text{ t-CO}_2/\text{k}1$$

$$= 207 \text{ t-CO}_2$$

消費エネルギー削減量（原油換算）

$$= \text{排出削減見込量} \div \text{原油のCO}_2 \text{ 排出原単位}$$

$$= 207 \text{ t-CO}_2 \div 2.62 \text{ t-CO}_2/\text{k}1$$

$$= 79 \text{ k}1$$

③バイオディーゼル燃料の農業機械利用（既存のバイオマス燃料の普及目標とは別の目標）

- ・バイオディーゼル燃料の農業機械利用モデル地区数  
 $\lt 6 \text{ 地区 (2010年度)} \gt$
- ・水稻生産に要するの軽油消費量  $\lt 1401/\text{ha} \gt$
- ・1地区当たりの水稻作付面積  $\lt 50\text{ha} \gt$

消費エネルギー削減量（軽油換算）

$$= \text{水稻生産に要するの軽油消費量} \times \text{1地区当たりの水稻作付面積} \times \text{モデル地区数}$$

$$= 1401/\text{ha} \times 50\text{ha} \times 6\text{地区}$$

$$= 42 \text{ k}1$$

排出削減見込量

$$= \text{消費エネルギー削減量} \times \text{軽油のCO}_2 \text{ 排出原単位}$$

$$= 42 \text{ k}1 \times 2.62 \text{ t-CO}_2/\text{k}1$$

$$= 110 \text{ t-CO}_2$$

消費エネルギー削減量（原油換算）

$$= \text{排出削減見込量} \div \text{原油のCO}_2 \text{ 排出原単位}$$

$$= 110 \text{ t-CO}_2 \div 2.62 \text{ t-CO}_2/\text{k}1$$

$$= 41 \text{ k}1$$

「排出削減見込量」の算出に至る計算根拠・詳細説明

排出削減見込量は、省エネルギー効果の高い穀物遠赤外線乾燥機及び高速代かき機の導入及びバイオディーゼル燃料の農業機械利用モデル地区における軽油代替による消費エネルギー削減量をそれぞれ算出し、CO2排出原単位を乗じて算出した。

穀物遠赤外線乾燥機及び高速代かき機の導入台数については、近年の年間販売台数のトレンドを踏まえ、施策の推進による効果を見込んで算定した。また、作業当たりの消費エネルギー量は、農業機械学会の調査報告書より引用した（※1）。平均的な米の販売農家1戸当たりの水稻作付面積は、2005年農林業センサスから引用した（※2）。1戸当たりの所有台数は、平成17年度米及び麦類の生産費から引用した（※3）。消費エネルギー削減率は、（独）農業・食品産業技術総合研究機構における試験結果より引用した。

バイオディーゼル燃料の農業機械利用については、平成20年度以降実施するモデル事業の地区数、1地区当たりの水稻作付面積、水稻

		<p>生産における軽油消費量から算出した。</p> <p>これらにより、2010年までににおける消費エネルギー削減量は、817kl（原油換算）となり、3,370t-CO2の排出量削減見込量に相当すると推計される。</p>		
⑦積算の前提としたデータの出所等	<p>※1 環境保全機能向上のための作業・作付体系調査報告書（平成5年度 農業機械学会）</p> <p>※2 2005年農林業センサス</p> <p>※3 平成17年度米及び麦類の生産費</p>			
—	対策評価指標	省エネ／新エネ量	排出削減量	
⑧ 対策の評価に関する指標及び排出削減量（2005年度実績）	<p>（施設園芸分野）</p> <p>導入台数 1,464台</p> <p>導入箇所数 1,604箇所</p> <p>導入地区数 359地区</p>	<p>原油消費削減量 3,170kl</p>	0.8万t-CO2	
	<p>（農業機械分野）</p> <p>導入台数 17,700台 （うち穀物遠赤外線乾燥機11,200台、高速代かき機6,500台）</p> <p>実施地区数 —</p>	<p>原油消費削減量 265kl</p>	694t-CO2	
⑧-1 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2008年度見込み）	<p>（施設園芸分野）</p> <p>導入台数 8,020台</p> <p>導入箇所数 7,170箇所</p> <p>導入地区数 18地区 （2006年度からの導入累計： 導入台数 22,400台 導入箇所数 21,344箇所 導入地区数 18地区）</p>	<p>原油消費削減量 14,099kl</p>	<p>3.7万t-CO2</p> <p>（2006年度からの排出削減累計： 9.8万t-CO2）</p>	
	<p>（農業機械分野）</p> <p>導入台数 18,700台</p> <p>実施地区数 6地区</p>	<p>原油消費削減量 297kl</p>	<p>778t-CO2</p> <p>（2006年度からの排出削減累計：</p>	

			2, 006 t-CO2)
⑧-2 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2009年度見込み)	(施設園芸分野) 導入台数 8, 020台 導入箇所数 7, 170箇所 導入地区数 15地区 (導入累計: 導入台数 30, 420台 導入箇所数 28, 514箇所 導入地区数 33地区)	原油消費削減量 13, 940 k l	3. 7万t-CO2  (排出削減累計: 13. 4万t-CO2)
	(農業機械分野) 導入台数 19, 300台 実施地区数 6地区	原油消費削減量 300 k l	785 t-CO2 (排出削減累計: 2, 682 t-CO2)
⑧-3 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2010年度見込み)	(施設園芸分野) 導入台数 8, 020台 導入箇所数 7, 170箇所 導入地区数 15地区 (導入累計: 導入台数 38, 440台 導入箇所数 35, 684箇所 導入地区数 48地区)	原油消費削減量 13, 940 k l	3. 7万t-CO2  (排出削減累計: 17. 1万t-CO2)
	(農業機械分野) 導入台数 19, 900台 実施地区数 6地区	原油消費削減量 305 k l	797 t-CO2 (排出削減累計: 3, 370 t-CO2)
⑧-4 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2011年度見込み)	(施設園芸分野) 導入台数 7, 350台 導入箇所数 7, 170箇所 (導入累計:	原油消費削減量 11, 917 k l	3. 1万t-CO2  (排出削減累計:

	導入台数 45,790台 導入箇所数 42,854箇所 導入地区数 48地区)		20.2万t-CO2)
	(農業機械分野) 導入台数 20,400台 実施地区数 6地区	原油消費削減量 308kl	805t-CO2 (排出削減累計： 4,066t-CO2)
⑧-5 対策の評価に関する指 標及び排出削減見込量 (2012年度見込み)	(施設園芸分野) 導入台数 7,350台 導入箇所数 7,170箇所 (導入累計： 導入台数 53,140台 導入箇所数 50,024箇所 導入地区数 48地区)	原油消費削減量 11,917kl	3.1万t-CO2  (排出削減累計： 23.3万t-CO2)
	(農業機械分野) 導入台数 20,900台 実施地区数 6地区	原油消費削減量 311kl	813t-CO2 (排出削減累計： 4,770t-CO2)
⑨対策を実施するために要す るコスト	省エネルギー施設園芸設備導入モデル事業(4億円、平成20年度予算要求) 家畜排せつ物メタン発酵等利用システム構築整備事業(6千万円、平成20年度予算要求) 施設園芸脱石油イノベーション推進事業(2億7千万円、平成20年度予算要求) 地産地消型バイオディーゼル燃料農業機械利用産地モデル確立事業(1.2億円、平成20年度予算要求)		

## 京都議定書目標達成計画に盛り込む予定の追加対策等について

担当府省庁	農林水産省
①対策名	<p>&lt;国民運動&gt;</p> <p>○所管行政を通じた、また、マスメディアや環境教育の活用などによるライフスタイルの見直しの呼びかけやオフィスビル、店舗、家庭、工場等におけるベストプラクティスの提示。国民による個々の取組による排出削減効果や施策全体での排出削減効果の定量化・見える化。</p>
②対策の概要	<p>農林水産分野の国民運動については、</p> <p>① 食料の輸送に伴う燃料の消費抑制に資する地産地消運動の推進</p> <p>② 国産材利用を通じた適切な森林整備の推進や都市住民、企業等の幅広い森林づくりへの参画のための「美しい森林づくり推進国民運動」の推進</p> <p>③ バイオマスの利活用など地域の活性化にも資する農林水産業を通じた地球環境保全に関する取組の推進</p> <p>等を通じて、国民各層の理解と関係者の協力による環境負荷の少ないライフスタイルの見直しを促進する。</p>
③「既存対策の達成に資する施策の追加・強化」、「排出削減見込量を深掘りする既存対策」又は「追加対策」の別	<p>「既存対策の達成に資する施策の追加・強化」</p>
④各主体が担う取組	<p>①地産地消の推進</p> <p>生産者・消費者：地域で生産された農産物を地域で消費することを基本とした活動により、食料の輸送に伴う燃料の消費抑制に寄与。</p> <p>②美しい森林づくり推進国民運動</p> <p>企業・NPO・都市住民等：森林吸収量を確保するための間伐等の森林整備・保全活動への参画、職場や生活の中での国産材の利用</p> <p>地方公共団体：森林整備の推進、国産材利用の推進</p> <p>森林所有者：適切な森林整備の実施</p> <p>③バイオマスの利活用</p> <p>地域関係者（生産者、地方公共団体、企業、学校、マスコミ、消費者、各種団体など）が一体となって地域のバイオマスを総合的かつ効率的に利用するとともに、実際に、地球温暖化防止など地球環境保全に貢献する農林水産業に取り組む。</p>

<p>⑤対策を推進するために国が実施する（予定の）施策</p>	<p>①地産地消の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地産地消推進のため、農業と農業以外の地産地消関係者を結びつけるコーディネーターなどの人材育成等を図る。 地産地消推進活動支援事業 13 百万円</li> <li>農業、給食、観光、商工業等地産地消活動の関係者が一丸となり、地域全体で地産地消に取り組む「地産地消モデルタウン」への重点的な支援 地産地消モデルタウン事業 281 百万円</li> <li>強い農業づくり交付金の中に「特別枠」を設け、地産地消の活動に必要な施設の整備を支援 強い農業づくり交付金（地産地消特別枠）500 百万円</li> </ul> <p>②美しい森林づくり推進国民運動</p> <p>「美しい森林づくり推進国民運動」を推進するため、主に次の施策を実施（平成20年度予算要求中）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緑化行事の開催等の普及啓発、企業の森林づくり活動への参加を促進するための環境整備の推進（475 百万円）</li> <li>林業後継者活動の支援、地域住民等との協働による森林づくりの推進（225 百万円）</li> <li>不在村森林所有者への森林施業の働きかけの強化（720 百万円の内数）</li> <li>木づかいキャンペーン活動や木材利用に関する教育活動（木育）等の推進（182 百万円）</li> </ul> <p>③バイオマスの利活用</p> <p>地域に眠る未利用のバイオマス、地球温暖化の影響、生物多様性の保全状況についての現地調査やシンポジウム、地域のバイオマスの利活用の推進をアドバイスできる人材の育成等による普及・啓発、地域での農林水産業を通じた地球環境保全に関する取組を一体的に支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境バイオマス総合対策推進事業（平成20年度予算要求額 550 百万円）</li> </ul>		
<p>⑥排出削減見込量の積算の前提及び算定式</p>			
<p>⑦積算の前提としたデータの出所等</p>			
<p>—</p>	<p>対策評価指標</p>	<p>省エネ／新エネ量</p>	<p>排出削減量</p>
<p>⑧ 対策の評価に関する指標及び排出削減量（2005年度実績）</p>			
<p>⑧-1 対策の評価に関する指</p>			

標及び排出削減見込量 (2008年度見込み)			
⑧-2 対策の評価に関する指 標及び排出削減見込量 (2009年度見込み)			
⑧-3 対策の評価に関する指 標及び排出削減見込量 (2010年度見込み)			
⑧-4 対策の評価に関する指 標及び排出削減見込量 (2011年度見込み)			
⑧-5 対策の評価に関する指 標及び排出削減見込量 (2012年度見込み)			
⑨対策を実施するために要 するコスト			

## 京都議定書目標達成計画に盛り込む予定の追加対策等について

担当府省庁	農林水産省
①対策名	○新エネルギー対策の推進 「バイオマス燃料の普及を促進（グリーン税制などの経済的インセンティブの活用検討）」
②対策の概要	「国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けた工程表」（平成19年2月、総理報告）に基づき、国産バイオ燃料の大幅な生産拡大を図る。 食料自給率の低い我が国においては、 ① 当面は、農業生産の過程で生じた規格外農産物等の安価な原料を用いて、平成23年度に単年度5万キロリットルの生産を目指すこととしており、 ② 中長期的には、食料供給と競合しない稲わら、間伐材等のセルロース系原料や耕作放棄地等で栽培される資源作物を活用
③「既存対策の達成に資する施策の追加・強化」、「排出削減見込量を深掘りする既存対策」又は「追加対策」の別	「既存対策の達成に資する施策の追加・強化」
④各主体が担う取組	製造事業者：バイオ燃料の品質確保、バイオエタノールを高効率に製造 販売事業者：流通時における大気汚染防止対策、水分混入防止対策 自動車業界：バイオ燃料対応車の安全、環境上の技術指針づくり等の対応 消費者：購入時にバイオ燃料の選択 生産者：資源作物の低コスト・安定的生産
⑤対策を推進するために国が実施する（予定の）施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たに、食料供給と競合しない稲わら等のセルロースを原料として、収集・運搬からバイオ燃料に利用するまでの技術を確立する実証事業を実施（平成20年度予算要求額3,237（百万円））</li> <li>バイオエタノール混合ガソリンに係る軽減措置の創設（揮発油税、地方道路税）、バイオ燃料製造設備に係る固定資産税の特例措置の創設等（固定資産税、所得税・法人税）（平成20年度税制改正予定事項）</li> <li>原料の調達から利用まで一貫した実用的規模での取組であるバイオ燃料地域利用モデル実証事業を実施（平成19年度から5年間実施予定） など</li> </ul>
⑥排出削減見込量の積算の前提及び算定式	<ul style="list-style-type: none"> <li>バイオ燃料の生産量5万kl（2011年度における農林水産省の目標）</li> <li>原油の単位使用量あたりの発熱量 38.2GJ/kl</li> <li>原油の単位発熱量あたりの炭素排出量 0.0187</li> </ul>

	<p>t-C/GJ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原油の単位発熱量に対するエタノールの単位発熱量の比率 0.6</li> <li>・エタノールの単位使用量あたりのCO<sub>2</sub>排出量  <math>=38.2 \times 0.0187 \times 44/12 \times 0.6 = 1.57 \text{ t-CO}_2/\text{k}l</math></li> </ul> <p>排出削減見込量=バイオ燃料生産量×エタノール使用によるCO<sub>2</sub>削減量=50,000×1.57=78,500 t-CO<sub>2</sub></p> <p>バイオエタノール製造施設については、施設が完成した後も、酵母の発生条件等、各工程の運転条件を変更して、製造効率等を向上させる取り組みを実施し、徐々に生産量を拡大していく。</p>		
⑦積算の前提としたデータの出所等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令(平成18年3月経済産業省、環境省令第3号)</li> <li>・「国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けた工程表」(平成19年2月、総理報告)</li> </ul>		
—	対策評価指標	省エネ/新エネ量	排出削減量
⑧ 対策の評価に関する指標及び排出削減量(2005年度実績)	バイオ燃料生産量(以下同じ) ほとんどなし (なお、他省庁、民間の取組を含んだ現在のバイオ燃料生産量は4,000kl～5,000kl)	同左	ほとんどなし
⑧-1 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量(2008年度見込み)	2,000kl	同左	3,140 t-CO <sub>2</sub>
⑧-2 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量(2009年度見込み)	15,000kl	同左	23,550 t-CO <sub>2</sub>
⑧-3 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量(2010年度見込み)	30,000kl	同左	47,100 t-CO <sub>2</sub>
⑧-4 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量(2011年度見込み)	50,000kl	同左	78,500t-CO <sub>2</sub>
⑧-5 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量(2012年度見込み)			

⑨対策を実施するために要するコスト	バイオ燃料地域利用モデル実証事業 平成19年度国費 8,544百万円
-------------------	---------------------------------------

## 京都議定書目標達成計画に盛り込む予定の追加対策等について

担当府省庁	経済産業省		
①対策名	代替フロン等3ガスの対策・施策		
②対策の概要	代替ガスの実用化や排出抑制設備の導入促進等に対する事業費用への支援		
③「既存対策の達成に資する施策の追加・強化」、「排出削減見込量を深掘りする既存対策」又は「追加対策」の別	排出削減見込量を深掘りする既存対策		
④各主体が担う取組	事業者：新規代替ガス・技術やノンフロン代替設備の導入・実用化		
⑤対策を推進するために国が実施する（予定の）施策	代替フロン等3ガスに関する先導的な排出抑制・排出削減の取組に対する支援（平成20年度予算要求中）		
⑥排出削減見込量の積算の前提及び算定式	平成20年度の事業として、30億円程度の設備投資補助が実現した場合、現行対策に比べて133万t-CO <sub>2</sub> （5年平均では120万t-CO <sub>2</sub> ）の追加削減が見込まれる（業界ヒアリングより）		
⑦積算の前提としたデータの出所等	企業へのヒアリング等 平成17年度～平成19年度地域地球温暖化防止支援事業費補助金の実績		
—	対策評価指標	省エネ／新エネ量	排出削減量
⑧ 対策の評価に関する指標及び排出削減量（2005年実績）	—	—	—
⑧-1 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2008年見込み）	—	—	80万t-CO <sub>2</sub>
⑧-2 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2009年見込み）	—	—	120万t-CO <sub>2</sub>
⑧-3 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2010年見込み）	—	—	133万t-CO <sub>2</sub>

⑧-4 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2011年見込み)	-	-	133万 t-CO2
⑧-5 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2012年見込み)	-	-	133万 t-CO2
⑨対策を実施するために要するコスト	検討中		

## 京都議定書目標達成計画に盛り込む予定の追加対策等について

担当府省庁	経済産業省
①対策名	産業・業務部門の対策
②対策の概要	<p>エネルギー管理の徹底を一層確実にするため、以下の対策を検討中。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ法により、一定規模以上のチェーン店等につき一括した取組の更なる強化の検討</li> <li>・工場・事業場ごとの取組に対するベンチマーク等の指標を活用した客観的評価の推進の検討</li> </ul>
③「既存対策の達成に資する施策の追加・強化」、「排出削減見込量を深掘りする既存対策」又は「追加対策」の別	排出削減見込量を深掘りする既存対策
④各主体が担う取組	<p>国：省エネ規制の見直しを検討中</p> <p>事業者：省エネ取組</p>
⑤対策を推進するために国が実施する（予定の）施策	<p>エネルギー管理の徹底を一層確実にするため、以下の対策を検討中。</p> <p>○省エネ法により、事業者（企業）単位のエネルギー管理の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行省エネ法上の「工場単位」による規制（定期報告等）から「企業単位」での総合的なエネルギー管理法体系を改正</li> <li>・コンビニ等の一定規模以上のフランチャイズチェーンについて、チェーン全体を1つの単位としたエネルギー管理を導入</li> </ul> <p>○セクター別ベンチマークの導入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な業種・分野について省エネ取組の客観的な評価・可視化を促進</li> </ul> <p>○エネルギー・CO<sub>2</sub>共同削減事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の事業者が共同して省エネ・排出削減を行う仕組みを構築</li> </ul>
⑥排出削減見込量の積算の前提及び算定式	<p>省エネ法改正により新たに規制対象が拡大する業務部門のエネルギー消費原単位が現行の第二種指定工場並に改善するものと見込み試算。</p> <p>■算定式</p> <p>削減効果量＝ 非対策ケースのエネルギー使用量 － 対策ケースのエ</p>

	<p>エネルギー使用量（2010年度）</p> <p>○非対策ケース 対象事業場のエネルギー使用量（2005年度） × 経済成長率 × 原単位変化率</p> <p>○対策ケース 対象事業場のエネルギー使用量（2005年度） × 経済成長率 × 原単位改善率</p>		
⑦積算の前提としたデータの出所等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合エネルギー統計</li> <li>・省エネ法定期報告書データ</li> </ul>		
—	対策評価指標	省エネ／新エネ量	排出削減量
⑧ 対策の評価に関する指標及び排出削減量（2005年度実績）	原単位改善率	—	—
⑧-1 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2008年度見込み）	原単位改善率	—	—
⑧-2 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2009年度見込み）	原単位改善率	—	—
⑧-3 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2010年度見込み）	原単位改善率	—	300～400万t-CO <sub>2</sub>
⑧-4 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2011年度見込み）	—	—	—
⑧-5 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2012年度見込み）	—	—	—
⑨対策を実施するために要するコスト	—		

## 京都議定書目標達成計画に盛り込む予定の追加対策等について

担当府省庁	経済産業省
①対策名	新エネルギー対策の推進
②対策の概要	<p>下記の各種追加対策による新エネルギーの導入の加速化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ R P S 法等の供給側の取組の着実な実施</li> <li>・ グリーン電力証書等の民間の自主的取組の促進等による需要側の取組の強化</li> <li>・ 太陽光発電・太陽熱利用・風力発電等に対する導入支援策の充実（税制優遇措置の検討など）</li> <li>・ 自然公園規制を含む各種土地利用規制との円滑な調整</li> <li>・ バイオマス燃料の普及を促進（バイオ燃料導入促進税制などの経済的インセンティブの活用検討）</li> </ul>
③「既存対策の達成に資する施策の追加・強化」、「排出削減見込量を深掘りする既存対策」又は「追加対策」の別	既存対策の達成に資する施策の追加・強化
④各主体が担う取組	<p>民間事業者：新エネルギーの積極的な使用          電力事業者：R P S 法にもとづく利用目標量の達成          消費者：新エネルギーの積極的な使用</p>
⑤対策を推進するために国が実施する（予定の）施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実証段階・導入段階における支援事業の一層の強化と、効率的執行の推進</li> <li>・ R P S 法の着実な執行による導入支援</li> <li>・ グリーン電力証書等の民間の自主的取組の促進</li> <li>・ 各種規制等（自然公園規制を含む土地利用規制等）との円滑な調整</li> <li>・ 地域における地産地消型の新エネルギー導入の取組への評価と、先進的事例紹介によるベストプラクティスの共有。</li> <li>・ バイオ燃料導入促進税制の検討 等</li> </ul> <p>※官民一体となって上記対策等を推進することにより新エネルギー対策の削減目標量 4,690 万 t-co<sub>2</sub> の達成を目指す。</p> <p>※（参考）平成20年度新エネルギー関連概算要求額： 1,247億円</p>

<p>⑥排出削減見込量の積算の前提及び算定式</p>	<p>2010年度の削減見込量：  1,560万kl ～ 1,910万kl（新エネ導入量）  → 約3,887万t-co<sub>2</sub> ～ 約4,690万t-co<sub>2</sub>（※）  （※）以前の<del>新エネ導入見通し</del> 1,504万kl～1,910万klによる  排出削減見通し 約3,758万t-co<sub>2</sub>～約4,690万t-co<sub>2</sub>から、  上記追加対策により、排出削減見通しの下限値が約129万t-co<sub>2</sub>  増加見込。</p> <p>○内訳（一応の目安）</p> <p>◆1,560万klの新エネ導入（約3,887万t-co<sub>2</sub>削減）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電の利用：73万kl、158万t-co<sub>2</sub></li> <li>・風力発電の利用：101万kl、228万t-co<sub>2</sub></li> <li>・廃棄物発電・バイオマス発電の利用：449万kl、990万t-co<sub>2</sub></li> <li>・バイオマス熱利用：292万kl、757万t-co<sub>2</sub></li> <li>・その他：645万kl、1,755万t-co<sub>2</sub></li> </ul> <p>◆1,910万klの新エネ導入（約4,690万t-co<sub>2</sub>削減）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電の利用：118万kl、255万t-co<sub>2</sub></li> <li>・風力発電の利用：134万kl、302万t-co<sub>2</sub></li> <li>・廃棄物発電・バイオマス発電の利用：586万kl、1,292万t-co<sub>2</sub></li> <li>・バイオマス熱利用：308万kl、799万t-co<sub>2</sub></li> <li>・その他：764万kl、2,042万t-co<sub>2</sub></li> </ul>		
<p>⑦積算の前提としたデータの出所等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標達成計画における2010年度の排出削減見込量</li> <li>・新エネルギー源ごとの導入実績</li> </ul>		
<p>—</p>	<p>対策評価指標</p>	<p>省エネ／新エネ量</p>	<p>排出削減量</p>
<p>⑧ 対策の評価に関する指標及び排出削減量（2005年度実績）</p>	<p>新エネ導入量</p>	<p>1,160万kl</p>	<p>2,955万t-co<sub>2</sub></p>
<p>⑧-1 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2008年度見込み）</p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>
<p>⑧-2 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2009年度見込み）</p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>
<p>⑧-3 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2010年度見込み）</p>	<p>新エネ導入量</p>	<p>1,560～ 1,910万kl</p>	<p>3,887～ 4,690万t-co<sub>2</sub></p>

⑧-4 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2011年度見込み)			
⑧-5 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2012年度見込み)			
⑨対策を実施するために要するコスト	1,247億円 (平成20年度新エネルギー関連概算要求額)		

## 京都議定書目標達成計画に盛り込む予定の追加対策等について

担当府省庁	経済産業省
①対策名	機器対策
②対策の概要	○トップランナー基準の対象機器の拡大、目標基準値の強化、待機電力等の削減を推進。
③「既存対策の達成に資する施策の追加・強化」、「排出削減見込量を深掘りする既存対策」又は「追加対策」の別	排出削減見込量を深掘りする既存対策
④各主体が担う取組	製造事業者：省エネ効率の高い機器の開発・供給 販売事業者：省エネ効率の高い機器の販売、消費者への情報提供 消費者：買い換え時の省エネ効率の高い機器の選択
⑤対策を推進するために国が実施する（予定の）施策	省エネルギー法に基づくトップランナー基準の対象機器の拡大及び基準の強化（待機時消費電力含む）。
⑥排出削減見込量の積算の前提及び算定式	<p>《トップランナー基準対象機器の拡大、目標基準値の強化》</p> <p>■算定式</p> $\text{エネルギー消費削減量} = \text{対策を行わなかった場合のエネルギー消費量} - \text{対策を行った場合のエネルギー消費量 (2010年度)}$ <p>■前提</p> <p>【家庭部門】</p> <p>対策を行わなかった場合のエネルギー消費量は、トップランナー基準導入前時点の数値。</p> <p>エネルギー消費量は、保有台数×1台当たりの保有エネルギー消費量により算出。</p> <p>保有台数は、世帯数×機器の保有率により算出。なお、保有台数については、トップランナー基準達成機器に置き換わった場合と置き換わらない場合は同じ台数とする。</p> <p>世帯数については、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計値と（財）エネルギー経済研究所推計の世帯人員により算出。</p> <p>機器の保有率については、内閣府の消費動向調査から回帰推計。</p>

1台当たりの保有エネルギー消費量は、出荷年度毎の1台当たりのエネルギー消費量に当該年度に残存する台数を掛け合わせて足した当該年度全エネルギー消費量を当該年度に残存する台数で除したものの。

#### 【業務部門】

対策を行わなかった場合のエネルギー消費量は、トップランナー基準導入前時点の床面積1m<sup>2</sup>当たりのエネルギー消費量で、日本ビルエネルギー総合管理技術が行った調査結果による。

エネルギー消費量は、床面積×床面積1m<sup>2</sup>当たりのエネルギー消費量により算出。

床面積は、エネルギー・経済統計要覧の業種別実績値を基に、第3次産業就業者数等の指標を考慮し回帰推計したもの。なお、床面積はトップランナー基準達成機器に置き換わった場合と置き換わらない場合は同じ台数とする。

エネルギー消費量の考え方は以下のとおり。

#### ①対策なし

トップランナー基準導入前又は基準見直し前時点の数値で一定。

#### ②現行対策

2005年時点における対象機器の省エネ性能データによる。トップランナー制度は目標年度までに目標基準値を達成することを求めるため、以降目標年度まで直線的にトップランナー基準に改善するものとする。目標基準値に達した以降は一定とする。

#### ③追加対策

##### i) 対象機器の拡大

地デジ対応DVDレコーダー等の追加効果を見込む。

##### ii) 目標基準値の強化

自動販売機、電気便座、業務用エアコン、蛍光灯器具について新基準策定の効果を見込む。

##### iii) 機器の実績

目標年度を迎えた機器及び目標基準値を達成した機器（テレビ、エアコン、冷蔵庫、ガス機器等14品目）について、2007年度までのエネルギー消費量の実績を反映。

#### 《待機時消費電力の削減》

#### ■算定式

エネルギー消費削減量＝

待機時消費電力削減目標を達成した機器への置き換

	<p>えがなかった場合のエネルギー消費量－達成機器への置き換えがあった場合のエネルギー消費量(2010年度)</p> <p>■前提  エネルギー消費量＝  保有台数×1台当たりの1時間保有待機時消費電力×年間の待機時消費電力発生時間</p> <p>保有台数は、達成機器への置き換えがなかった場合と、置き換えがあった場合の台数は同じ。  世帯数及び機器の保有率は、トップランナーと同じ。  1台当たりの1時間保有待機時消費電力は、出荷年度毎の1台当たりの1時間待機時消費電力に当該年度に残存する台数を掛け合わせて足した当該年度全エネルギー消費量を当該年度に残存する台数で除したもの。  1台当たりの1時間待機時消費電力は、省エネルギーセンター調査及び工業会調査結果による。  2010年度待機時消費電力発生時間は、省エネルギーセンター調査による時間とする。  新たにガスストーブ、ガス温水機器、石油ストーブ、石油温水機器の追加効果を見込む。</p>		
⑦積算の前提としたデータの出所等	国立社会保障・人口問題研究所、(財)エネルギー経済研究所、エネルギー・経済統計要覧、省エネルギーセンター調査 等		
—	対策評価指標	省エネ/新エネ量	排出削減量
⑧ 対策の評価に関する指標及び排出削減量(2005年度実績)	エネルギー消費削減量	—	—
⑧-1 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量(2008年度見込み)	—	—	—
⑧-2 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量(2009年度見込み)	—	—	—
⑧-3 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量(2010年度見込み)	—	—	150～200万t-CO2
⑧-4 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量(2011年度見込み)	—	—	—
⑧-5 対策の評価に関する指	—	—	—

標及び排出削減見込量 (2012年度見込み)			
⑨対策を実施するために要 するコスト	—		

(別添1)

京都議定書目標達成計画に盛り込む予定の追加対策等について

担当府省庁	国土交通省
①対策名	自動車交通需要の調整（多様で弾力的な高速道路の料金施策）
②対策の概要	道路関係公団民営化時に導入した平均約1割の割引を引き続き実施するとともに、「道路特定財源の見直しについて」（H19.12.7 政府・与党合意）に基づき、平成20年度から地域の活性化、物流の効率化、都市部の深刻な渋滞の解消、地球温暖化対策等の政策課題に対応する観点から、料金引下げなど既存高速道路ネットワークの有効活用・機能強化策を推進。
③「既存対策の達成に資する施策の追加・強化」、「排出削減見込量を深掘りする既存対策」又は「追加対策」の別	追加対策
④各主体が担う取組	検討中
⑤対策を推進するために国が実施する（予定の）施策	検討中
⑥排出削減見込量の積算の前提及び算定式	<p>1. 道路公団民営化時（H17）に導入した平均約1割の割引を実施することによるCO<sub>2</sub>排出量の算定</p> <p>〔前提〕</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・交通量（走行台キロ）</li><li>・料金割引の利用率（割引利用交通量/全交通量（ETC車））</li><li>・並行する一般道路から高速道路への転換率</li><li>・CO<sub>2</sub>排出係数</li></ul> <p>〔算定式等〕</p> <ol style="list-style-type: none"><li>①料金割引の利用率等を用い、平均1割の割引により新たに割引制度を利用した車両の実交通量（走行台キロ）を集計。</li><li>②①のうち、並行する一般道路から高速道路へ転換した交通量を推計。</li><li>③②に対して、転換前後の一般道路及び高速道路の走行速度に応じたCO<sub>2</sub>排出係数を乗じて算定。</li></ol> <p>2. 平成20年度からの料金割引等 具体的内容を検討中</p>

⑦積算の前提としたデータの出所等	国土交通省調べ 高速道路会社算出データ		
—	評価指標	省エネ／新エネ量	排出削減量
⑧ 対策の評価に関する指標及び排出削減量 (2005年度実績)	検討中	—	約 20 (万 t-CO <sub>2</sub> /年)
⑧-1 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2008年度見込み)		—	2008～2012 年度の 5 年間の平均で 約 20 + α (万 t-CO <sub>2</sub> /年)
⑧-2 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2009年度見込み)		—	
⑧-3 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2010年度見込み)		—	
⑧-4 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2011年度見込み)		—	
⑧-5 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2012年度見込み)		—	
⑨対策を実施するために要するコスト	—		

## 京都議定書目標達成計画に盛り込む予定の追加対策等について

担当府省庁	国土交通省
-------	-------

①対策名	ボトルネック踏切等の対策
②対策の概要	「開かずの踏切」「自動車ボトルネック踏切」等の解消を推進する。
③「既存対策の達成に資する施策の追加・強化」、「排出削減見込量を深掘りする既存対策」又は「追加対策」の別	追加対策
④各主体が担う取組	国、地方自治体、鉄道事業者：踏切対策のスピードアップ
⑤対策を推進するために国が実施する（予定の）施策	踏切交通実態総点検（緊急対策踏切の抽出）、踏切対策のスピードアップ
⑥排出削減見込量の積算の前提及び算定式	<p>〔前提〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・踏切遮断時間</li> <li>・踏切遮断回数</li> <li>・踏切交通量</li> <li>・踏切除却数</li> <li>・CO<sub>2</sub> 排出係数</li> </ul> <p>〔算定式等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボトルネック踏切等の除却等により踏切及び周辺の渋滞が解消されることにより、踏切待ちのアイドリング、踏切一旦停止後の加速、踏切渋滞によるノロノロ運転、踏切近傍の道路における渋滞が解消されることから、CO<sub>2</sub> 排出削減見込み量を次のとおり算定。</li> </ul> <p>・踏切除却による CO<sub>2</sub> 排出削減量</p> $= [\text{①踏切待ちのアイドリング解消に伴う CO}_2 \text{ 排出削減量}] + [\text{②踏切一旦停止後の加速の解消に伴う CO}_2 \text{ 排出削減量}] + [\text{③踏切渋滞のノロノロ運転解消に伴う CO}_2 \text{ 排出削減量}] + [\text{④踏切近傍の道路交通の円滑化による CO}_2 \text{ 排出削減量}]$ <p>① [踏切待ちのアイドリング解消に伴う CO<sub>2</sub> 排出削減量] : 踏切遮断による損失時間にアイドリング時の CO<sub>2</sub> 排出係数を乗じて算定。</p> <p>② [踏切一旦停止後の加速の解消に伴う CO<sub>2</sub> 排出削減量] : 踏切で一旦停止した状態から時速 30 キロまで加速する際に排出される自動車 1 台あたりの CO<sub>2</sub> 排出量に踏切交通</p>

	<p>量を乗じて算定。</p> <p>③ [踏切渋滞のノロノロ運転解消に伴う CO<sub>2</sub> 排出削減量] :          ボトルネック踏切 1 箇所あたりの、踏切渋滞によるノロノロ運転 (時速 5 キロ以下) によって排出される CO<sub>2</sub> 排出量にボトルネック踏切数を乗じて算定。</p> <p>④ [踏切近傍の道路交通の円滑化による CO<sub>2</sub> 削減量] :          踏切除却前後の踏切周辺の道路ネットワークの渋滞緩和効果に CO<sub>2</sub> 排出係数を乗じて算定。</p> <p>なお、2006 年度より踏切対策のペースを 2 倍にスピードアップしており、CO<sub>2</sub> 排出削減量は、そのスピードアップ分を計上。</p> <p>※ 渋滞損失時間: ボトルネック踏切等の対策前後の所要時間の差。          ※ ボトルネック踏切: 開かずの踏切 (ピーク時間の遮断時間が 40 分/時以上の踏切) や交通が集中する踏切。</p>		
⑦積算の前提としたデータの出所等	国土交通省調べ		
—	対策評価指標	省エネ/新エネ量	排出削減量
⑧ 対策の評価に関する指標及び排出削減量 (2005 年度実績)	—	—	—
⑧-1 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2008 年度見込み)	渋滞損失時間の削減量 約 800 万 (人・時間/年)	—	約 12 (万 t-CO <sub>2</sub> /年)
⑧-2 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2009 年度見込み)	約 1,000 万 (人・時間/年)	—	約 13 (万 t-CO <sub>2</sub> /年)
⑧-3 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2010 年度見込み)	約 1,400 万 (人・時間/年)	—	約 18 (万 t-CO <sub>2</sub> /年)
⑧-4 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2011 年度見込み)	約 2,100 万 (人・時間/年)	—	約 25 (万 t-CO <sub>2</sub> /年)
⑧-5 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2012 年度見込み)	約 3,100 万 (人・時間/年)	—	約 40 (万 t-CO <sub>2</sub> /年)
⑨対策を実施するために要するコスト	—		

## 京都議定書目標達成計画に盛り込む予定の追加対策等について

担当府省庁	国土交通省
-------	-------

①対策名	路上工事の縮減
②対策の概要	工事の共同施工や集中工事、共同溝の整備等により路上工事の縮減を実施
③「既存対策の達成に資する施策の追加・強化」、「排出削減見込量を深掘りする既存対策」又は「追加対策」の別	排出削減見込量を深掘りする既存対策
④各主体が担う取組	集中工事・共同施工の実施
⑤対策を推進するために国が実施する（予定の）施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・路上工事調整会議（道路管理者や占用企業者等に構成）を開催し、集中工事や共同施工等の調整の実施</li> <li>・共同溝の整備</li> <li>・年末や年度末の路上工事抑制 等</li> </ul>
⑥排出削減見込量の積算の前提及び算定式	<p>[前提]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1km当たりの年間路上工事時間</li> <li>・非渋滞時－渋滞時速度差</li> <li>・工事渋滞長</li> <li>・速度別 CO<sub>2</sub> 排出係数</li> </ul> <p>[算定式等]</p> <p>路上工事の縮減を通じた渋滞時間の減少による CO<sub>2</sub> 排出削減見込量を次のように算定。</p> <p>路上工事縮減による CO<sub>2</sub> 排出削減見込量      = (基準年における路上工事に伴う渋滞を原因とする CO<sub>2</sub> 排出量) - (目標年における路上工事に伴う渋滞を原因とする CO<sub>2</sub> 排出量)</p> <p>(1) 基準年における路上工事に伴う渋滞を原因とする CO<sub>2</sub> 排出量      = <math>\Sigma</math> (全車種) 【(基準年における路上工事に伴う渋滞時間) × (1台あたりの CO<sub>2</sub> 排出削減量) × (走行台数)】</p> <p>(2) 目標年における路上工事に伴う渋滞を原因とする CO<sub>2</sub> 排出量      = <math>\Sigma</math> (全車種) 【(目標年における路上工事に伴う渋滞時間) × (1台あたりの CO<sub>2</sub> 排出削減量) × (走行台数)】</p>

⑦積算の前提としたデータの出所等	国土交通省調べ、国総研資料		
—	評価指標	省エネ／新エネ量	排出削減量
⑧ 対策の評価に関する指標及び排出削減量 (2005年度実績)	1km 当たりの年間路上工事時間 約 126(時間/km・年)	—	約 59 (万 t-CO <sub>2</sub> /年)
⑧-1 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2008年度見込み)	約 116 (時間/km・年)	—	約 64 (万 t-CO <sub>2</sub> /年)
⑧-2 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2009年度見込み)	約 112 (時間/km・年)	—	約 66 (万 t-CO <sub>2</sub> /年)
⑧-3 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2010年度見込み)	約 108 (時間/km・年)	—	約 68 (万 t-CO <sub>2</sub> /年)
⑧-4 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2011年度見込み)	約 105 (時間/km・年)	—	約 69 (万 t-CO <sub>2</sub> /年)
⑧-5 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2012年度見込み)	約 101 (時間/km・年)	—	約 71 (万 t-CO <sub>2</sub> /年)
⑨対策を実施するために要するコスト	—		

京都議定書目標達成計画に盛り込む予定の追加対策等について

担当府省庁	環境省		
①対策名	家電リサイクル法に基づく廃家電の回収		
②対策の概要	家電リサイクル法に基づき、廃家電（エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）を回収し、当該製品に充てんされているHFCの回収を推進する。		
③「既存対策の達成に資する施策の追加・強化」、「排出削減見込量を深掘りする既存対策」又は「追加対策」の別	既存対策の達成に資する施策の追加・強化		
④各主体が担う取組	メーカー：廃家電をリサイクル、廃家電からフロン類を回収 小売業者：廃家電を消費者から回収 消費者：メーカーへの引渡し		
⑤対策を推進するために国が実施する（予定の）施策	特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）		
⑥排出削減見込量の積算の前提及び算定式	<p>○積算時に見込んだ前提 【2005年～2010年】 家電リサイクル法に基づくメーカーからの報告（平成17年度実績）より推計＜A-410A:10.2t、HFC-134a:51.7t＞ ※1</p> <p>○「排出削減見込量」の算出に至る計算根拠・詳細説明 【2005年～2010年】 排出削減見込量の算定には以下の式を用いた。 HFC含有量×温暖化係数※2</p> <p>○以上より、排出削減見込量を約8.7万t-CO<sub>2</sub>とした。</p>		
⑦積算の前提としたデータの出所等	<p>※1 家電リサイクル法に基づくメーカーからの報告（平成18年度実績）より推計</p> <p>※2 地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則より推計</p>		
—	対策評価指標	省エネ／新エネ量	排出削減量
⑧ 対策の評価に関する指標及び排出削減量（2005年度実績）	家電リサイクル法でのHFC回収量＜A-410A:10.2t、HFC-134a:51.7t＞		約8.7万t-CO <sub>2</sub>

⑧-1 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2008年度見込み)	家電リサイクル法でのHFC回収量 < A-410A:10.2t、HFC-134a:51.7t >		約8.7万t-CO2
⑧-2 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2009年度見込み)	家電リサイクル法でのHFC回収量 < A-410A:10.2t、HFC-134a:51.7t >		約8.7万t-CO2
⑧-3 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2010年度見込み)	家電リサイクル法でのHFC回収量 < A-410A:10.2t、HFC-134a:51.7t >		約8.7万t-CO2
⑧-4 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2011年度見込み)	家電リサイクル法でのHFC回収量 < A-410A:10.2t、HFC-134a:51.7t >		約8.7万t-CO2
⑧-5 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2012年度見込み)	家電リサイクル法でのHFC回収量 < A-410A:10.2t、HFC-134a:51.7t >		約8.7万t-CO2
⑨対策を実施するために要するコスト			

## 京都議定書目標達成計画に盛り込む予定の追加対策等について

担当府省庁		環境省	
① 対策名	自主行動計画の推進		
② 対策の概要	ペット小売業に対する自主行動計画の策定の働きかけの促進と政府によるフォローアップ		
③ 「既存対策の達成に資する施策の追加・強化」、「排出削減見込量を深掘りする既存対策」又は「追加対策」の別	追加対策		
④ 各主体が担う取組	ペット小売業者：省エネの取組の推進 全国ペット小売業協会：加盟業者への省エネの取組に関する情報提供、報告聴取、とりまとめ		
⑤ 対策を推進するために国が実施する（予定の）施策	ペット小売業に対する自主行動計画の策定の働きかけ、策定後のフォローアップ		
⑥ 排出削減見込量の積算の前提及び算定式	・ 基準年(2006年)の排出量については、ペット小売業者にアンケート調査により算出		
⑦ 積算の前提としたデータの出所等			
—	対策評価指標	省エネ/新エネ量	排出削減量
⑧ 対策の評価に関する指標及び排出削減量(2005年度実績)	CO <sub>2</sub> 排出量(6557t-CO <sub>2</sub> )	—	—
⑧-1 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量(2008年度見込み)	基準年(2006年)から、目標年(2008年～2012年)の間に6%削減	—	393t-CO <sub>2</sub>
⑧-2 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量(2009年度見込み)	同上	—	同上
⑧-3 対策の評価に関する指	同上	—	同上

標及び排出削減見込量 (2010年度見込み)			
⑧-4 対策の評価に関する指 標及び排出削減見込量 (2011年度見込み)	同上	—	同上
⑧-5 対策の評価に関する指 標及び排出削減見込量 (2012年度見込み)	同上	—	同上
⑨対策を実施するために要 するコスト			

## 京都議定書目標達成計画に盛り込む予定の追加対策等について

担当府省庁	環境省
① 対策名	民間金融等の活用（利子補給等）
② 対策の概要	京都議定書目標達成計画を促進する事業への利子補給やエコアクション21取得者等を貸付対象とした財政投融資制度（平成20年度要求）。
③ 「既存対策の達成に資する施策の追加・強化」、「排出削減見込量を深掘りする既存対策」又は「追加対策」の別	追加対策
④ 各主体が担う取組	投資家：環境等の社会的価値を考慮した投資、融資。 事業者：環境マネジメントシステムの導入による、環境に配慮した企業活動の推進。
⑤ 対策を推進するために国が実施する（予定の）施策	政策金融により企業の環境への配慮に対する経済的インセンティブを提供（平成20年度要求）。 地球温暖化対策に資する事業を行う事業者に対し、融資金利の一部を助成（平成20年度要求）
⑥ 排出削減見込量の積算の前提及び算定式	<p>○民間金融の活用（政策融資）／財政投融資 中小企業向け環境マネジメントシステムであるエコアクション21を財政投融資制度の活用により取得した場合の年間削減量。2009年度以降は引き続き2008年度の削減推移を維持すると仮定。 2008年度の削減見込量算定式： 3,375件(注1)×16%(注2)×9.55tCO<sub>2</sub>(注3)=5,157tCO<sub>2</sub> 2008～2012年度トータル削減見込量算定式： 5,157tCO<sub>2</sub>×5=25,785tCO<sub>2</sub></p> <p>○民間金融の活用（政策融資）／利子補給 今後利子補給する事業について2008～2012年度の温室効果ガス削減見込量をH19年度実績より推計。</p> <p><b>【年間あたりの温室効果ガス削減見込量】</b> 0.00035～0.002tCO<sub>2</sub>(注4)×235,500千円(注5)=82,425～471,000tCO<sub>2</sub></p> <p><b>【5年間（2008～2012年度）合計】</b> 82,425tCO<sub>2</sub>×5=412,125tCO<sub>2</sub>～ 471,000tCO<sub>2</sub>×5=2,355,000tCO<sub>2</sub></p>

⑦積算の前提としたデータの出所等	注1：商工中金「環境配慮型経営支援貸付制度」平成18年度実績 注2：「環境にやさしい企業行動調査」平成17年度結果より、低利融資制度の拡充を選択した企業の割合 注3：環境省調査より、エコアクション21によるCO2の平均削減量 注4：平成19年度利子補給事業実績値における温室効果ガス削減単位量。 注5：平成20年度利子補給事業予算要求額。		
—	対策評価指標	省エネ／新エネ量	排出削減量
⑧ 対策の評価に関する指標及び排出削減量（2005年度実績）	—	—	—
⑧-1 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2008年度見込み）	—	—	87,582tCO2～ 476,157tCO2
⑧-2 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2009年度見込み）	—	—	87,582tCO2～ 476,157tCO2
⑧-3 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2010年度見込み）	—	—	87,582tCO2～ 476,157tCO2
⑧-4 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2011年度見込み）	—	—	87,582tCO2～ 476,157tCO2
⑧-5 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2012年度見込み）	—	—	87,582tCO2～ 476,157tCO2
⑨対策を実施するために要するコスト			

## 京都議定書目標達成計画に盛り込む予定の追加対策等について

担当府省庁	環境省		
①対策名	・住宅・建築物の省エネ性能の向上		
②対策の概要	住宅・建築物の省エネ性能の向上に向け、以下の対策を検討中 ・住宅・建築物の省エネ化に向けた誘導策 ・省エネ住宅の普及啓発		
③「既存対策の達成に資する施策の追加・強化」、「排出削減見込量を深掘りする既存対策」又は「追加対策」の別	・排出削減見込量を深掘りする既存対策		
④各主体が担う取組	建築主：新築や増改築時における省エネ性能の高い住宅・建築物の建築 所有者：修繕や維持保全等を通じた省エネ性能の向上 施工者・住宅供給事業者：技術の開発及び活用、省CO <sub>2</sub> 資材の活用		
⑤対策を推進するために国が実施する（予定の）施策	・エコ住宅普及促進事業（平成20年度要求額：2.5億円） ・地域協議会民生用機器推進事業（平成20年度要求額：4.5億円） ・街区まるごとCO <sub>2</sub> 20%削減事業（平成20年度要求額：6億円） ・住宅に係る省エネ改修促進税制（所得税・固定資産税）（平成20年度税制改正を検討中（新規））		
⑥排出削減見込量の積算の前提及び算定式	※国土交通省、経済産業省と同じ		
⑦積算の前提としたデータの出所等	※国土交通省、経済産業省と同じ		
—	対策評価指標	省エネ／新エネ量	排出削減量
⑧ 対策の評価に関する指標及び排出削減量（2005年度実績）	国土交通省、経済産業省と同じ	国土交通省、経済産業省と同じ	国土交通省、経済産業省と同じ
⑧-1 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2008年度見込み）	同上	同上	同上
⑧-2 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2009年度見込み）	同上	同上	同上

⑧-3 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2010年度見込み)	同上	同上	同上
⑧-4 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2011年度見込み)	同上	同上	同上
⑧-5 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2012年度見込み)	同上	同上	同上
⑨対策を実施するために要するコスト			

## 京都議定書目標達成計画に盛り込む予定の追加対策等について

担当府省庁	国土交通省、経済産業省
①対策名	住宅・建築物の省エネ性能の向上
②対策の概要	<p>住宅・建築物の省エネ性能の一層の向上に向け、以下の対策を検討中。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅・建築物に係る省エネ措置の一層の強化に向けた、より実効的な規制・誘導方策</li> <li>・建物外皮と建築設備を総合化した省エネ評価手法の開発・基準化</li> <li>・インセンティブの付与等による既存ストックの省エネ対策の促進</li> <li>・住宅・建築物の省エネに係る評価・表示の充実・普及</li> <li>・複数の建築物が連携したエネルギー対策の取組の推進</li> </ul>
③「既存対策の達成に資する施策の追加・強化」、「排出削減見込量を深掘りする既存対策」又は「追加対策」の別	排出削減見込量を深掘りする既存対策
④各主体が担う取組	<p>建築主：新築や増改築時における省エネ性能の高い住宅・建築物の建築、総合的な環境性能評価の活用</p> <p>所有者：修繕や維持保全等を通じた省エネ性能の向上、総合的な環境性能評価の活用</p> <p>設計者：総合的な環境性能評価の実施や活用、建築主等に対する情報提供</p> <p>施工者・住宅供給事業者：技術の開発及び活用、総合的な環境性能評価の活用、建築主等に対する情報提供</p>
⑤対策を推進するために国が実施する（予定の）施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅・建築物に係るより実効的な規制・誘導方策（法改正を検討中）</li> <li>・中小事業者等による住宅・建築物に係る省エネ対策の強化（平成20年度予算額：国費3億円（新規）） …省エネ性能の高い住宅・建築物の普及を促進するため、中小事業者等による省エネ対策の円滑化を図るための施工技術等の導入の促進や、事業者を通じた消費者への啓発等に対し助成を行う。</li> <li>・住宅・建築物「省CO<sub>2</sub>推進モデル事業」の創設（平成20年度予算額：国費50億円（新規）） …家庭部門・業務部門のCO<sub>2</sub>排出量が増加傾向にある中、住宅・建築物における省CO<sub>2</sub>対策を強力に推進</li> </ul>

	<p>するため、先進的かつ効果的な省CO<sub>2</sub>技術が導入された先導的な住宅・建築プロジェクト及び省CO<sub>2</sub>技術に関する評価・広報に対して助成を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅設備を含めた総合的な省エネ評価方法の開発（平成20年度予算額：国費0.31億円（継続））       <ul style="list-style-type: none"> <li>…住宅におけるエネルギー消費をより一層削減するため、外壁等の断熱性能のみならず、住宅設備のエネルギー効率を含めた総合的かつ汎用性の高い省エネ性能の評価方法を開発することにより、高い省エネ性能を有する住宅の一層の拡大を図る。</li> </ul> </li> <li>・住宅に係る省エネ改修促進税制（所得税・固定資産税）（平成20年度税制改正を検討中（新規））       <ul style="list-style-type: none"> <li>…地球温暖化防止に向けて家庭部門のCO<sub>2</sub>排出量の削減を図るため、既存住宅において一定の省エネ改修（窓の改修工事又はそれと併せて行う床等の断熱工事）を行った場合について、以下の特例措置を創設。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得税：ローン残高の1%（うち特定の省エネ改修工事部分は2%）を5年間税額控除</li> <li>・固定資産税：1年間1/3を減額</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・建築物の性能向上のための高効率ビルシステムに関するエネルギー需給構造改革投資促進税制の拡充（平成20年度税制改正を検討中）       <ul style="list-style-type: none"> <li>…地球温暖化防止に向けて業務部門のCO<sub>2</sub>排出量の削減を図るため、エネルギー需給構造改革投資促進税制を拡充し、従来より対象としている個別設備に加え、省エネ効果の高い窓等の断熱と空調、照明、給湯等の建築設備から構成される「省エネビルシステム」等を新たに対象に追加。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人税・所得税・法人住民税・事業税               <ul style="list-style-type: none"> <li>：特別償却30%（中小企業者等については税額控除7%との選択が可能）</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
<p>⑥排出削減見込量の積算の前提及び算定式</p>	<p>1. 住宅にかかる排出削減見込量積算</p> <p>(1) 住宅省エネ係数の算出</p> $\text{住宅省エネ係数} = (\text{各省エネ基準を満たす住宅ストックの戸数構成比}) \times (\text{各省エネ基準を満たす住宅における冷暖房エネルギー指数})$ <p>(2) エネルギー消費削減量の算出</p> $\text{エネルギー消費削減量} = (\text{自然体ケースにおける2010年の冷暖房エネルギー消費量}) - (\text{対策ケースにおける2010年の冷暖房エネルギー消費量})$ <p>(3) 排出削減見込量の算出</p> $\text{排出削減見込量} = \Sigma (\text{エネルギー消費削減量}) \times (\text{燃料})$

	<p style="text-align: center;">別 CO2 排出係数)</p> <p>2. 建築物にかかる排出削減見込量積算</p> <p>(1) 建築物省エネ係数の算出          建築物省エネ係数 = (各省エネ基準を満たす建築物ストック構成比) × (各省エネ基準のエネルギー消費指数)</p> <p>(2) エネルギー消費削減量の算出          エネルギー消費削減量 = (自然体ケースにおける 2010 年の用途別のエネルギー消費量の合計) - (対策ケースにおける 2010 年の用途別のエネルギー消費量)</p> <p>(3) 排出削減見込量の算出          排出削減見込量 = Σ (エネルギー消費削減量) × (燃料別 CO2 排出係数)</p> <p>※ 排出削減見込量については、国土交通省試算による暫定値であるため、資源エネルギー庁との調整により、今後変更の可能性がある。</p> <p>※ なお、京都議定書目標達成計画上の 2010 年度排出削減見込量（住宅・建築物の省エネ性能の向上で合計約 3,400 万 t-CO2）と、上記⑤を含めた対策による 2008 年度から 2012 年度までの排出削減見込量の平均値との差は約 200 万 t-CO2 である。</p>		
⑦積算の前提としたデータの出所等	住宅・土地統計調査、住宅着工統計、建築着工統計等より推計		
—	対策評価指標	省エネ/新エネ量	排出削減量
⑧ 対策の評価に関する指標及び排出削減量 (2005 年度実績)	新築住宅の省エネ基準 (平成 11 年基準) 達成率 30%  新築建築物 (2,000 m <sup>2</sup> 以上) の省エネ基準 (平成 11 年基準) 達成率 85%		520 万 t-CO2  940 万 t-CO2
⑧-1 対策の評価に関する指	住宅 51%		780 万 t-CO2

標及び排出削減見込量 (2008年度見込み)	建築物 85%		2,050万 t-CO2
⑧-2 対策の評価に関する指 標及び排出削減見込量 (2009年度見込み)	住宅 58%		860万 t-CO2
	建築物 100%		2,350万 t-CO2
⑧-3 対策の評価に関する指 標及び排出削減見込量 (2010年度見込み)	住宅 66%		930万 t-CO2
	建築物 100%		2,650万 t-CO2
⑧-4 対策の評価に関する指 標及び排出削減見込量 (2011年度見込み)	住宅 69%		1,000万 t-CO2
	建築物 100%		2,990万 t-CO2
⑧-5 対策の評価に関する指 標及び排出削減見込量 (2012年度見込み)	住宅 72%		1,070万 t-CO2
	建築物 100%		3,330万 t-CO2
⑨対策を実施するために要 するコスト			

## 京都議定書目標達成計画に盛り込む予定の追加対策等について

担当府省庁	経済産業省・国土交通省
①対策名	自動車単体対策
②対策の概要	2010年度燃費基準からの更なる低燃費化を促進するため、省エネ法に基づき、2015年度燃費基準を導入（乗用車等2007年7月、重量車2006年4月施行）したところであり、クリーンエネルギー自動車の普及の観点からも、引き続きグリーン税制等のインセンティブ付与施策を講じるとともに、燃費性能の優れたクリーンディーゼル自動車等についても普及を促進する。
③「既存対策の達成に資する施策の追加・強化」、「排出削減見込量を深掘りする既存対策」又は「追加対策」の別	排出削減見込量を深掘りする既存対策
④各主体が担う取組	国：省エネ法に基づく目標年度を2015年度とする燃費基準の運用  製造事業者等：燃費基準達成にむけた技術開発
⑤対策を推進するために国が実施する（予定の）施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>省エネ法に基づく目標年度を2015年度とする燃費基準の運用</li> <li>グリーン税制等のインセンティブ付与施策（与党税制改正大綱において、グリーン税制のうち、本年度末で期限切れとなるものについて、対象の重点化を行った上で延長すること及び、最新排出ガス規制適合ディーゼル乗用車の自動車取得税の軽減措置を創設することとされた。）</li> </ul>
⑥排出削減見込量の積算の前提及び算定式	<p>（算定方法）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ガソリン乗用自動車の燃費基準については、現行の2010年度基準においては、既に8割以上の車両が基準を達成しており、本年7月に2015年度を目標年度とする新燃費基準を策定しているところ。製造事業者等は、目標年度に新たな目標基準値を達成すべく燃費改善を図ることとなる。</li> <li>重量車（大型トラック・バス）についても、昨年4月に世界で初めて燃費基準が施行され、製造事業者等は、目標年度である2015年度に目標基準値を達成すべく燃費改善を図ることとなる。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>したがって、自動車単体の追加対策については、2015年度基準の目標基準値に向けた製造事業者等の低燃費化となることから、2015年度燃費基準を達成するために推移する2010年度の値を算出することとなる。</li> </ul> <p>(各自動車の前提条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ガソリン乗用車：現在の実績値から2015年度基準まで等差的に推移。</li> <li>ディーゼル乗用車：ガソリン乗用車と遜色のない排出ガス性能を有するクリーンディーゼル乗用車が2008年～2009年頃に市場投入される予定。</li> <li>LP乗用車：現在の実績値から2010年度基準まで等差的に推移。</li> <li>軽量・中量貨物車：現在の実績値から2015年度基準まで等差的に推移。</li> <li>重量車：ポスト新長期規制が2009年度から施行されることから、2009年度までは、現状のまま推移し、2009年度から2015年度まで等差的に推移。</li> </ul> <p>(基本的な考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギー消費量＝「2010年度における総走行キロ（貨物車は総トンキロ）」／「1台当たりの平均保有燃費」</li> <li>新燃費基準の達成に向け燃費性能の改善が進んだ場合にに基づくエネルギー消費量と、現行基準のまま対策が進まなかった場合（重量車については、燃費基準が導入されなかった場合）に基づくエネルギー消費量の差から追加分を算出。</li> </ul>		
⑦積算の前提としたデータの出所等	経済産業省及び国土交通省調べ		
—	対策評価指標	省エネ／新エネ量	排出削減量
⑧ 対策の評価に関する指標及び排出削減量（2005年度実績）	省エネ量	—	—
⑧-1 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2008年度見込み）	省エネ量	—	—
⑧-2 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2009年度見込み）	省エネ量	—	—
⑧-3 対策の評価に関する指	省エネ量	追加削減量：	追加削減量：

標及び排出削減見込量 (2010年度見込み)		130～150万 kl	300～350万 t-CO2
⑧-4 対策の評価に関する指 標及び排出削減見込量 (2011年度見込み)	省エネ量	—	—
⑧-5 対策の評価に関する指 標及び排出削減見込量 (2012年度見込み)	省エネ量	—	—
⑨対策を実施するために要 するコスト	—		

## 京都議定書目標達成計画に盛り込む予定の追加対策等について

担当府省庁	環境省、国土交通省
①対策名	緑化等ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた省CO <sub>2</sub> 化
②対策の概要	<p>施設緑化や保水性建材、高反射性塗装などヒートアイランド対策と省CO<sub>2</sub>化の両方に資する技術を組み合わせて一体的に導入する。</p> <p>環境省では対策技術の普及促進を図るために、都市部にクールスポットや冷氣誘導のための風の通り道の保全と創出を推進するとともに、ヒートアイランド現象の緩和に資する補助事業（クールシティ中枢街区パイロット事業）を実施（2007年度より実施）。</p> <p>国土交通省では、予算措置及び税制措置により、民間事業者が行う都市緑化事業を支援（2002年度より実施）</p>
③「既存対策の達成に資する施策の追加・強化」、「排出削減見込量を深掘りする既存対策」又は「追加対策」の別	追加対策
④各主体が担う取組	民間事業者：ヒートアイランド対策及びCO <sub>2</sub> 排出量削減に資する対策事業の実施
⑤対策を推進するために国が実施する（予定の）施策	<p>クールシティ中枢街区パイロット事業</p> <p>民間事業への補助（2007年度から2011年度実施予定）</p> <p>緑地環境整備総合支援事業による民間事業への間接補助（2008年度予算要求中）</p> <p>緑化施設整備計画認定制度による税制優遇措置（2002年度から2008年度実施）</p>
⑥排出削減見込量の積算の前提及び算定式	<p>積算時に見込んだ前提</p> <p>○屋上緑化普及面積</p> <p>・全国 52ha（2002年度時点）、105ha（2004年度） 160ha（2006年度時点）※<sup>1</sup></p> <p>○電力のCO<sub>2</sub>排出原単位</p> <p>・0.425 [kg-CO<sub>2</sub>/kWh]（本基準値）</p> <p>○「排出削減見込量」の算出に至る計算根拠・詳細説明 クールシティ中枢街区パイロット事業の実施により、モデル街区以外にも対策技術が普及することを想定した。対策技術は複数あるが、屋上緑化以外は知見</p>

等が不足していることにより、屋上緑化の普及による排出削減見込量を算出した。

全国屋上・壁面緑化施工面積調査をもとに近似直線を算出し、今後の施工面積を約310haと推定した。

また、屋上緑化に伴う冷房負荷削減による排出削減見込量は各研究により推計値が異なるため、複数の知見で推計した。

(1) 2008～2012年における屋上緑化施工増加面積指標  
(2005年度基準)

2008年：73 [ha]

2009年：98 [ha]

2010年：123 [ha]

2011年：149 [ha]

2012年：174 [ha]

(2) 屋上緑化に伴う冷房負荷削減による排出削減見込量 (1ha当たり)

(※2データを用いた場合)

$10,000 \text{ [m}^2/\text{ha}] * 0.425 / 0.555 * 5.218 / 1000 \text{ [t/kg]}$   
 $\doteq 40 \text{ [t-CO}_2/\text{年} \cdot \text{ha]}$

・電力のCO<sub>2</sub>排出原単位 0.555 [kg-CO<sub>2</sub>/kWh] ※<sup>2</sup>

・屋上緑化による冷房等の熱負荷削減におけるCO<sub>2</sub>削減量 5.218 [kg-CO<sub>2</sub>/m<sup>2</sup>・年] ※<sup>2</sup>

(※3データを用いた場合)

$10,000 \text{ [m}^2/\text{ha}] * 0.425 / 0.690 * 30.3 / 1000 \text{ [t/kg]}$   
 $\doteq 187 \text{ [t-CO}_2/\text{年} \cdot \text{ha]}$

・電力のCO<sub>2</sub>排出原単位 0.69 [kg-CO<sub>2</sub>/kWh] ※<sup>3</sup>

・屋上緑化による冷房等の熱負荷削減におけるCO<sub>2</sub>削減量 30.3 [kg-CO<sub>2</sub>/m<sup>2</sup>・年] ※<sup>3</sup>

(※4データを用いた場合)

$10,000 \text{ [m}^2/\text{ha}] * 0.425 * 0.56 / 3 * 65 / 1000 \text{ [t/kg]}$   
 $\doteq 52 \text{ [t-CO}_2/\text{年} \cdot \text{ha]}$

・エアコン COP 3.0 (推定)

・緑化による冷房等の熱負荷削減効果  
0.56 [kWh/m<sup>2</sup>・日] ※<sup>4</sup>

・冷房運転日数 65日 ※<sup>5</sup>

○ (1) \* (2) より排出削減見込量を推定

⑦積算の前提としたデータの出所等	※1 「全国屋上・壁面緑化施工面積調査」国土交通省 ※2 「平成18年度環境と経済の好循環のまちモデル事業」報告書（クールルーフ推進協議会） ※3 「感覚環境の街作り」報告書（環境省） ※4 「新・緑空間デザイン技術マニュアル」（（財）都市緑化技術開発機構） ※5 「環のくらし会議第4回住まいとくらし分科会」資料より		
—	対策評価指標	省エネ／新エネ量	排出削減量
⑧ 対策の評価に関する指標及び排出削減量（2005年度実績）	屋上緑化面積	1.3～5.9万kWh （屋上緑化の場合の省エネ）	0.5～2.5 万t-CO2 （既存）
⑧-1 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2008年度見込み）	屋上緑化面積	0.7～3.2万kWh （屋上緑化の場合の省エネ）	0.3～1.4 万t-CO2
⑧-2 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2009年度見込み）	屋上緑化面積	0.9～4.3kWh （屋上緑化の場合の省エネ）	0.4～1.8 万t-CO2
⑧-3 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2010年度見込み）	屋上緑化面積	1.2～5.4万kWh （屋上緑化の場合の省エネ）	0.5～2.3 万t-CO2
⑧-4 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2011年度見込み）	屋上緑化面積	1.4～6.5万kWh （屋上緑化の場合の省エネ）	0.6～2.8 万t-CO2
⑧-5 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2012年度見込み）	屋上緑化面積	1.6～7.6万kWh （屋上緑化の場合の省エネ）	0.7～3.2 万t-CO2
⑨対策を実施するために要するコスト	7億円補助（事業費14億円）（環境省事業分） 3億円補助（国土交通省分）		

## 京都議定書目標達成計画に盛り込む予定の追加対策等について

担当府省庁	国土交通省・環境省
①対策名	エコドライブの普及促進
②対策の概要	(プロドライバー及び一般ドライバーを対象とした対策・施策の強化) エコドライブ支援機器の導入促進
③「既存対策の達成に資する施策の追加・強化」、「排出削減見込量を深掘りする既存対策」又は「追加対策」の別	排出削減見込量を深掘りする既存対策 (既存対策 環境に配慮した自動車使用の促進 (エコドライブの普及促進による自動車運送事業等のグリーン化))
④各主体が担う取組	製造事業者：エコドライブ関連機器の開発・販売 運送事業者：エコドライブ関連機器の導入、エコドライブの実施、タクシープールの整備、高度 GPS-AVM システムによる効率的配車の実施、省エネルギー法に基づく中長期計画の作成及び実施 消費者：エコドライブ関連機器の導入、エコドライブの実施
⑤対策を推進するために国が実施する(予定の)施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ EMS モデル事業に対する支援等によりエコドライブの取組を普及促進</li> <li>・ タクシープールの整備によるアイドリングストップの実証実験</li> <li>・ 高度 GPS-AVM システムの整備の支援</li> <li>・ アイドリングストップ等エコドライブの普及啓発 (エコドライブ普及連絡会(警察庁、経済産業省、国土交通省、環境省)による取組に基づくエコドライブの普及促進)</li> <li>・ 省エネルギー法の自動車運送事業者への適用</li> <li>・ 「グリーン物流パートナーシップ会議」を通じた取組の促進</li> <li>・ インセンティブの設定等によるエコドライブの普及・推進(20年度予算要求中)</li> </ul>
⑥排出削減見込量の積算の前提及び算定式	積算時に見込んだ前提 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ エコドライブ関連機器導入による1台あたりのCO2排出削減効果：約10%</li> </ul> 「排出削減見込量」の算出に至る計算根拠・詳細(内訳等)説明

	<p>環境に配慮した自動車使用の促進が図られることによる CO2 排出削減見込量を次のように算定。</p> <p>エコドライブ関連機器導入 (営業用トラック)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 営業用トラック 1 台あたりの年間 CO2 排出量 39.3t-CO2</li> <li>○ 営業用トラックへのエコドライブ関連機器普及台数 34 万台 (2010 年度)</li> </ul> <p style="text-align: center;"><math>39.3 \text{ t-CO}_2 \times 10\% \times 34 \text{ 万台} = \text{約 } 134 \text{ 万 t-CO}_2</math></p> <p>高度 GPS-AVM システム導入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高度 GPS-AVM システムによる配車距離の削減量 約 1km</li> <li>○ タクシー燃料消費量 0.17 L/km</li> <li>○ 1 台あたりの平均配車回数 6.2 回/日</li> <li>○ タクシー車両数 27 万 3181 台 (平成 18 年 3 月末)</li> <li>○ 高度 GPS-AVM システム導入率 2010 年度の普及見込み 28%</li> <li>○ 実働率 82% (平成 17 年)</li> <li>○ LP ガス 1 L 当たり CO2 排出量 約 <math>1\text{km} \times 0.17\text{L/km} \times 6.2 \text{ 回/日} \times 365 \text{ 日} \times 27 \text{ 万 } 3181 \text{ 台} \times 28\% \times 1.69\text{kg-CO}_2/\text{L} \times 0.82 = \text{約 } 5 \text{ 万 t-CO}_2</math></li> </ul> <p>以上より、排出削減見込量を約 139 万 t-CO2 と見込む。</p>		
⑦積算の前提としたデータの出所等			
—	対策評価指標	省エネ/新エネ量	排出削減量
⑧ 対策の評価に関する指標及び排出削減量 (2005 年度実績)	(a) エコドライブ関連機器の普及台数 7 万台 (b) 高度 GPS-AVM システム導入率 7.4%	(a) 約 16 万 kl (b) 約 1 万 kl	(a) 約 42 万 t-CO2 (b) 約 1 万 t-CO2
⑧-1 対策の評価に関する指	(a) 28 万台	(a) 約 42 万 kl	(a) 約 110 万 t-CO2

標及び排出削減見込量 (2008年度見込み)	(b) 20%	(b) 約 2 万 kl	(b) 約 4 万 t-CO2
⑧-2 対策の評価に関する指 標及び排出削減見込量 (2009年度見込み)	(a) 31 万台 (b) 24%	(a) 約 47 万 kl (b) 約 3 万 kl	(a) 約 122 万 t-CO2 (b) 約 4 万 t-CO2
⑧-3 対策の評価に関する指 標及び排出削減見込量 (2010年度見込み)	(a) 34 万台 (b) 28%	(a) 約 51 万 kl (b) 約 3 万 kl	(a) 約 134 万 t-CO2 (b) 約 5 万 t-CO2
⑧-4 対策の評価に関する指 標及び排出削減見込量 (2011年度見込み)	(a) 37 万台 (b) 32%	(a) 約 55 万 kl (b) 約 3 万 kl	(a) 約 145 万 t-CO2 (b) 約 6 万 t-CO2
⑧-5 対策の評価に関する指 標及び排出削減見込量 (2012年度見込み)	(a) 40 万台 (b) 36%	(a) 約 60 万 kl (b) 約 4 万 kl	(a) 約 157 万 t-CO2 (b) 約 6 万 t-CO2

## 京都議定書目標達成計画に盛り込む予定の追加対策等について

担当府省庁	経済産業省、国土交通省、環境省		
①対策名	代替物質の開発等及び代替製品の利用の促進		
②対策の概要	新築、改築時等におけるノンフロン発泡断熱材の使用と廃棄フロン発泡断熱材の適正処理のための情報提供等		
③「既存対策の達成に資する施策の追加・強化」、「排出削減見込量を深掘りする既存対策」又は「追加対策」の別	既存対策の達成に資する施策の追加・強化		
④各主体が担う取組	国：ノンフロン断熱材の使用促進、廃棄フロン断熱材の適正処理に関する情報提供 建築物の所有者：新築、改築時等におけるノンフロン発泡断熱材の使用、廃棄フロン断熱材の適正処理		
⑤対策を推進するために国が実施する（予定の）施策	日本工業規格におけるノンフロン断熱材規格の追加（平成18年度） 公共建築工事標準仕様書等におけるノンフロン断熱材使用の規定化（平成18年度） エコ住宅の普及促進事業（平成20年度予定）におけるノンフロン断熱材の使用促進 建材用断熱材フロンの処理に関するパンフレットの作成・配布（平成18年度） 建材用断熱材フロン処理技術の情報提供（平成19年度）		
⑥排出削減見込量の積算の前提及び算定式	ノンフロン発泡断熱材使用による排出削減効果は、「発泡剤使用に伴う代替フロン等3ガス排出量」の算定に反映される。		
⑦積算の前提としたデータの出所等			
—	対策評価指標	省エネ／新エネ量	排出削減量
⑧ 対策の評価に関する指標及び排出削減量（2005年度実績）	—		—
⑧-1 対策の評価に関する指標及び排出削減見込み（2008年度見込み）	—		—

⑧-2 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2009年度見込み)	—		—
⑧-3 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2010年度見込み)	—		—
⑧-4 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2011年度見込み)	—		—
⑧-5 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2012年度見込み)	—		—
⑨対策を実施するために要するコスト			